



文部科学省

2023年3月 令和4年度学校法人の運営等に関する協議会

私立大学・学校法人の振興について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

目次

1. 私立学校法の改正について
2. 学校法人関係税制について
3. 近年の大学等の設置認可等の動向と寄附行為（変更）認可の審査等について
4. 情報セキュリティインシデントの現状と報告について
5. マネーロンダリング・テロ資金供与を巡る動向について
6. その他
 - ・規制改革推進会議への対応について
 - ・インボイス制度について
 - ・私立学校における労務管理について
 - ・児童生徒等に性暴力等を行った教員に対する厳正な対応について
 - ・マイナンバーカードの取得促進に御協力ください！

1. 私立学校法の改正について

これまでの検討経緯①

- 学校法人制度を定める**私立学校法**は、私立学校が主に寄附財産、授業料等によって設立・運営される特性に鑑み、運営の**自主性**を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた**公共性**の高揚を目的としている。
- これまでの**累次の法改正**により、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られた一方、**令和元年改正**では施行後5年の検討規定が置かれるとともに、**国会附帯決議**や**閣議決定**により、不祥事防止のより実効性ある措置や、社会福祉法人・公益法人と同等のガバナンスを発揮するための改革の検討が要請されている。
- これまで「学校法人ガバナンス改革会議」等の**専門家による審議**を重ねた結果、理事に対する監督・けん制を重視し、評議員会を最高監督・議決機関に改めるなどの提言を得た一方で、**私学関係者から強い懸念**も寄せられた。これらの状況を踏まえ、本年1月より、「学校法人制度改革特別委員会」にて**関係者の合意形成を丁寧に図るべく、改めて議論**を行い、**3月末に報告書**を取りまとめた。
- 特別委員会報告書等の内容を踏まえた「**私立学校法改正法案骨子案**」について、**意見募集**を行い、文部科学省において**5月20日に「私立学校法改正法案骨子」**を策定。

【累次の法改正等】

平成16年改正

- ・ 理事会の設置、外部役員を導入、監査報告書の制度化
- ・ 評議員会による事業計画・実績への意見など
- ・ 役員を選解任方法の寄附行為記載事項化

平成26年改正

- ・ 所轄庁による措置命令・解任勧告、報告検査など

令和元年改正

- ・ 特別利害関係理事の議決権排除、監事への報告義務
- ・ 評議員会による中期的な計画・役員報酬基準への意見
- ・ 監事による理事会の招集権、理事の行為の差止請求権
- ・ 施行後5年を目途とした施行状況の検討など

令和3年

- ・ 3月「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」報告
- ・ 12月「学校法人ガバナンス改革会議」報告

令和4年

- ・ 3月「学校法人制度改革特別委員会」報告
- ・ 5月「私立学校法改正法案骨子」策定

これまでの検討経緯②

学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日参議院文教科学委員会

※衆議院もほぼ同内容。

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、**理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止**するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における**監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保**し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その**選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずる**こと。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、**理事長の解職に関する規定の追加**を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

経済財政運営と改革の基本方針2019

（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2021

（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革^{（注）}につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するため。

有識者会議開催状況

- 学校法人のガバナンスに関する有識者会議（令和2年1月～令和3年3月）**
「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、令和元年度より開催。令和3年3月の提言では、特に大学を設置する法人を対象とし、学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について取りまとめ。
- 学校法人ガバナンス改革会議（令和3年7月～令和3年12月）**
「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新法人制度改革案や規模等に応じた取扱いについて検討を行い、令和3年12月に、制度改革に向けた改革案の全体像を取りまとめ。
- 学校法人制度改革特別委員会（令和4年1月～）**
「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」（令和3年12月21日公表）に示された検討の方向性を踏まえつつ、学校法人の沿革や多様性にも配慮し、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性ある改革を実現するため、私立学校関係団体の代表者及び有識者と協議し、丁寧な合意形成を図るため、令和4年1月より開催。令和4年3月に、「学校法人制度改革の具体的方策について」を取りまとめ。

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

学校法人について、沿革や多様性に配慮しつつ、社会の要請に応え得る、実効性あるガバナンス改革の法案を、秋以降速やかに国会に提出する。

新経済・財政再生計画 改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）（抄）

公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、令和5年通常国会において法案を提出し、必要な制度改革を行う。

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

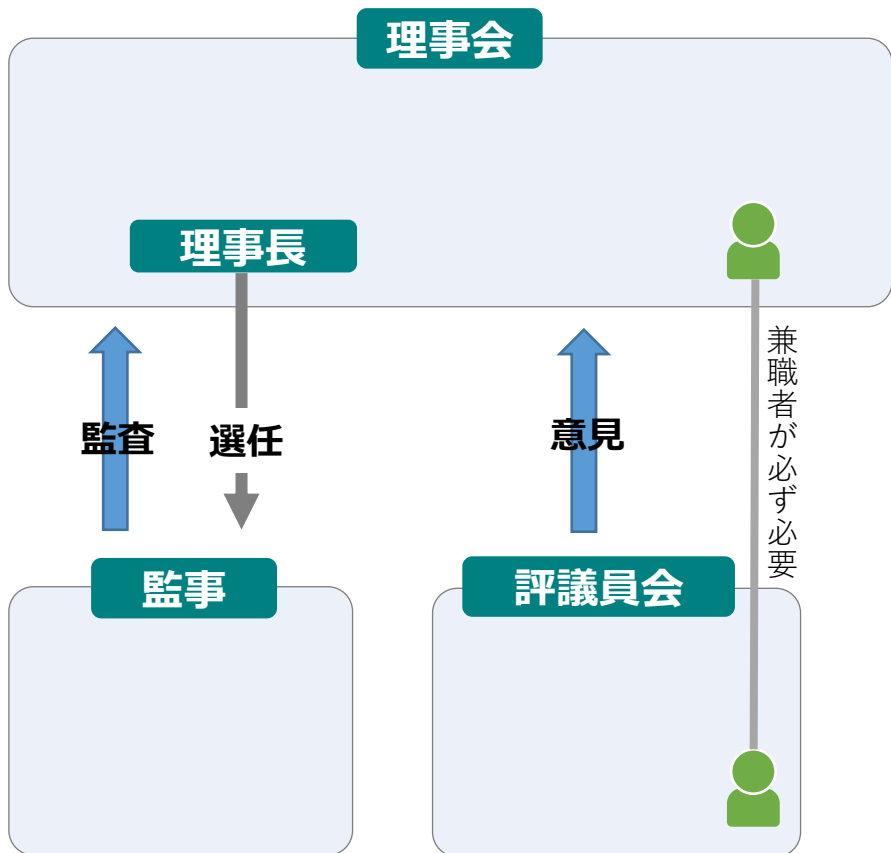
施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

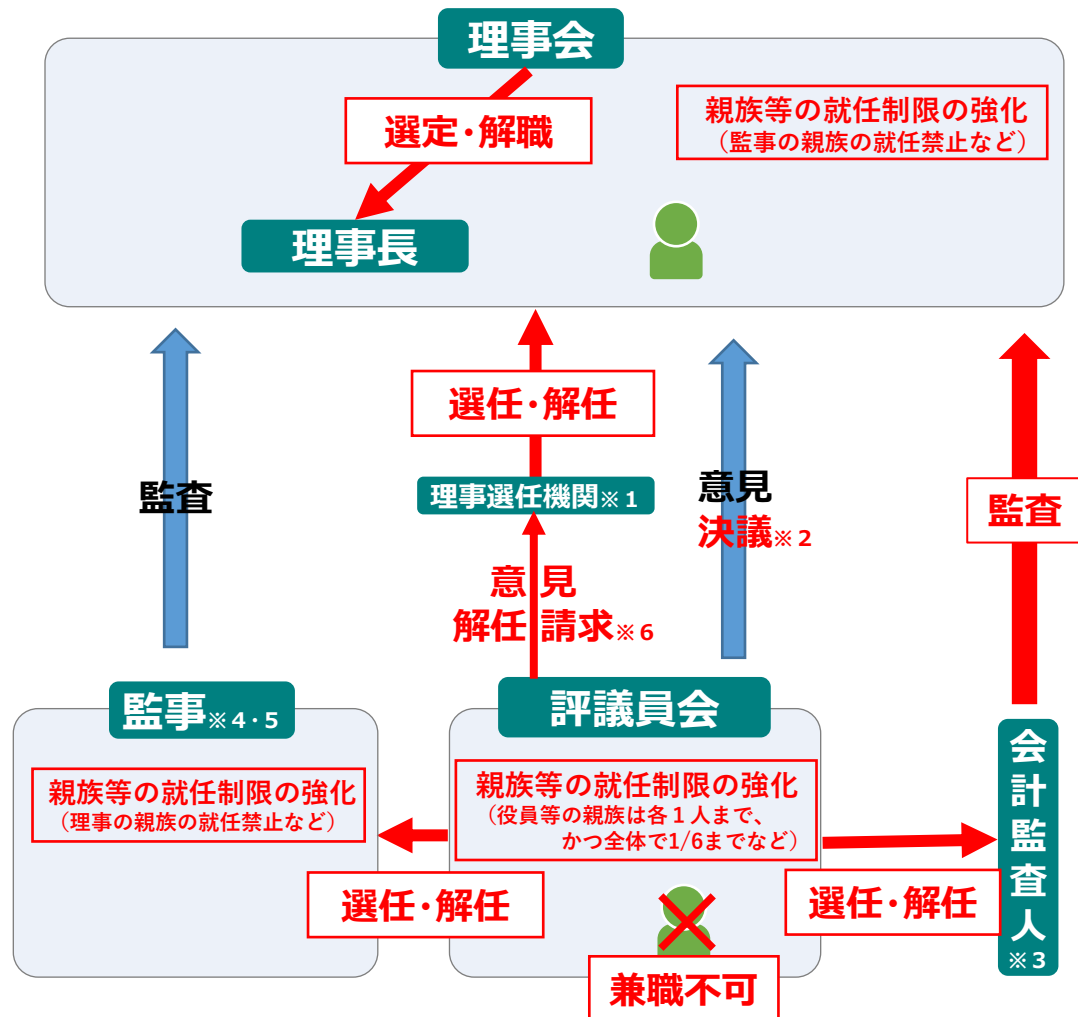
学校法人の内部機関の相互関係の主な改正点

新規

現行



改正後



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

1. 役員等の選解任手続き等について

	改正前		改正後
理事の選任	寄附行為の定めによる		理事選任機関（評議員会その他の機関）が選任する（評議員会以外の場合には評議員会の意見聴取を必須）
理事の解任	寄附行為の定めによる		理事選任機関が解任する（評議員会による解任請求等を可能とする）
理事長の選定等	寄附行為の定めによる		理事会が選定・解職する
監事の選任	評議員会の同意を得て理事長が選任する		評議員会が選任する
監事の解任	寄附行為の定めによる		評議員会が解任する
役員等の任期	寄附行為の定めによる		任期の上限（理事4年、監事・評議員6年）を設ける

2. 役員等の兼職の制限等について

	改正前		改正後
兼職の制限	理事と監事、監事と評議員の兼職禁止 評議員である理事が必須		理事と評議員の兼職についても禁止
評議員の定数	理事の2倍を超える数が必要		理事を超える数が必要

3. 役員等の構成の要件等について

	改正前	改正後
近親者等に関する制限	各役員について近親者等が1人を超えて含まれてはならない	各役員についての制限を強化するとともに、評議員についても近親者等の制限を設ける
職員である評議員	1人以上必要	1人以上必要 評議員の総数の1/3まで
理事・理事会が選任した評議員	制限無し	評議員の総数の1/2まで

4. 監査体制の充実について

	改正前	改正後
会計監査人	設置義務無し	大臣所轄学校法人等は設置義務
常勤監事	設置義務無し	特に規模の大きい大臣所轄学校法人等は設置義務
内部統制システム	整備義務無し	大臣所轄学校法人等は整備義務

5. 法人の意思決定について

	改正前	改正後
意思決定プロセス	重要事項等についてはあらかじめ評議員会の意見聴取が必要	大臣所轄学校法人等は、重要な寄附行為の変更・解散・合併については、評議員会の決議が必要
理事会・評議員会の運営	最低限の仕組みのみ法定	招集、決議、議事録等について詳細に法定

6. その他

	改正前	改正後
子法人	規定無し	子法人を監事や会計監査人の調査対象とする 子法人の役職員の監事への就任禁止、評議員への就任制限等を設ける
責任追及の訴え	規定無し	評議員会による役員等に対する責任追及の訴えの規定を設ける
刑事罰	規定無し	理事等の特別背任罪、理事等の贈収賄罪、学校法人等の財産の処分に関する罪などを設ける

	要件①	区分
大臣所轄学校法人	該当	大臣所轄学校法人等
知事所轄学校法人		

【要件①】 知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下（１）かつ（２）を満たすこととする予定

（１） 事業活動収入10億円又は負債20億円以上

（２） 3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること※

※ 例えば、3以上の都道府県に学校を設置している、広域通信制高等学校を設置している 等

	要件②	常勤監事の設置
大臣所轄学校法人等	該当	義務
	非該当	任意

【要件②】 常勤監事の設置を義務とする基準については、事業活動収入100億円又は負債200億円以上とする予定

大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点

新規

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
外部理事の数	2人以上	1人以上
理事の理事会への職務報告	年4回以上	年2回以上
内部統制システム	理事会による方針決定	任意
解散・合併・重要な寄附行為変更	理事会の決議に加えて評議員会の決議が必要	理事会の決議が必要
評議員構成に関する経過措置	1年間	2年間
評議員による評議員会の招集請求	1 / 10以上の評議員により可能	1 / 3以上の評議員により可能
会計監査人	設置義務	任意
計算書類等(※1)の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能
財産目録等(※2)の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能
事業に関する中期的な計画	策定義務	任意
情報の公表	公表義務	努力義務

※1 計算書類（セグメント別の情報表示の詳細については今後検討）、事業報告書、附属明細書、監査報告、会計監査報告 ※赤字は現行からの変更点
 ※2 財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準 ※青字は現在は大臣所轄学校法人のみ対象

理事

- (1) 監事、評議員との兼職禁止
- (2) 設置する学校の校長を含むこと
- (3) 外部理事を含むこと
- (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上（経過措置期間中は3人以上）の評議員と特別利害関係を有していないこと
- (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1 / 3を超えていないこと など

監事

- (6) 理事、評議員、職員、子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人に使用される者との兼職禁止
- (7) 他の監事又は2人以上（経過措置期間中は3人以上）の評議員と特別利害関係を有していないこと など

評議員

- (8) 理事、監事との兼職禁止
- (9) 職員を含むこと
- (10) 25歳以上の卒業生（（9）を除く）を含むこと
- (11) 他の2人以上（経過措置期間中は3人以上）の評議員と特別利害関係を有していないこと
- (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の1 / 3を超えていないこと
- (13) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1 / 6（経過措置期間中は1 / 3）を超えていないこと
- (14) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1 / 2を超えていないこと など

特別利害関係：一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など

評議員構成等に関する経過措置について

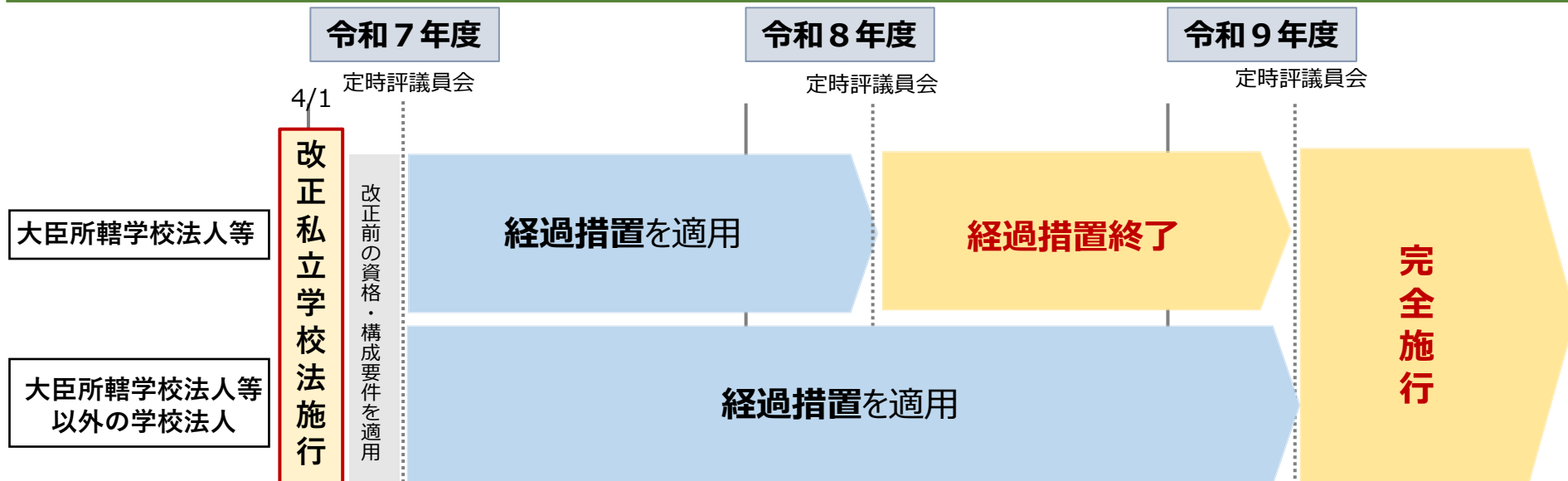
- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

経過措置

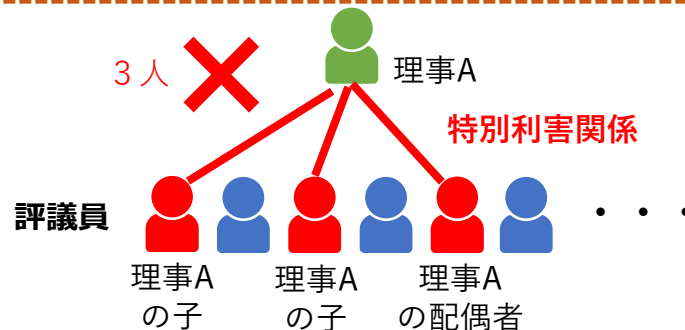
経過措置を設定

- (4) → 理事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3~~1/6~~**を超えてはならない

- ◆ **大臣所轄学校法人等**については、**施行後1年**は当該経過措置を適用。
大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、**施行後2年**は当該経過措置を適用する。



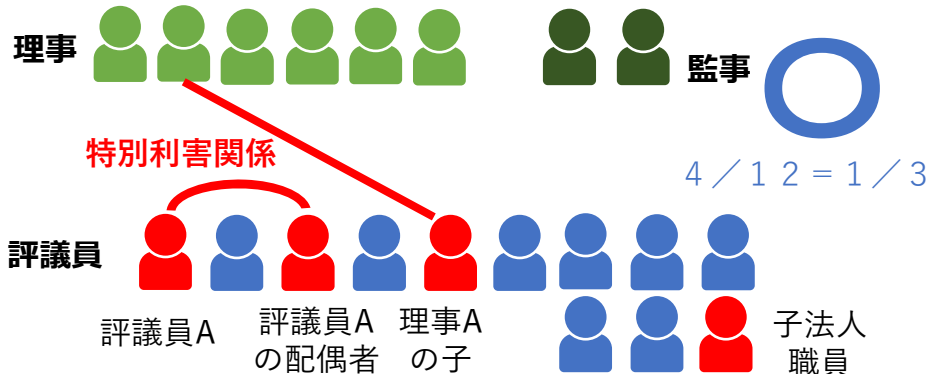
理事（監事）は、3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



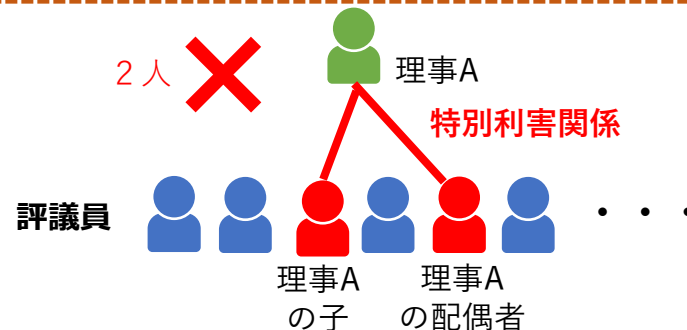
理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の $1/3$ を超えてはならない



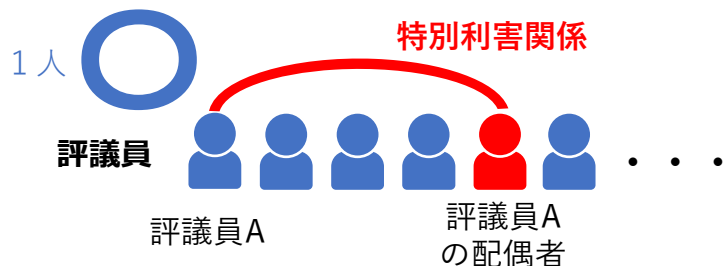
評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ (経過措置期間後)

新規

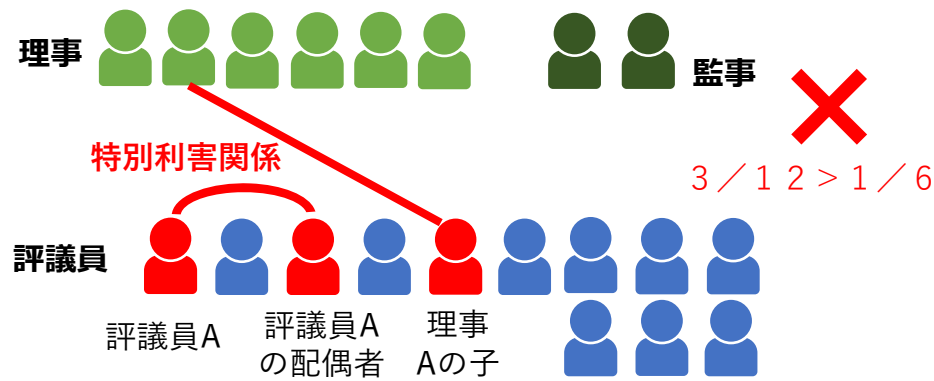
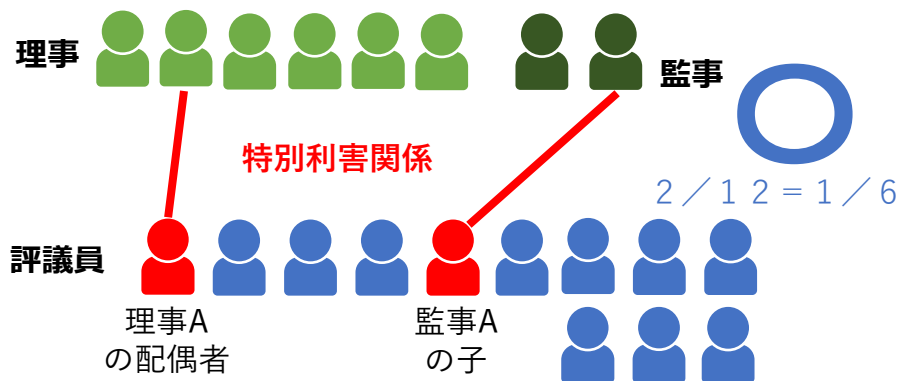
理事（監事）は、**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の $1/6$ を超えてはならない



評議員の定員移行について（大臣所轄学校法人）

現行制度

理事



(平均)

10.0人

評議員



(平均)

26.0人

兼職者 (平均)

7.9人



改正のポイント

- ①評議員の定数を「理事の定数の2倍を超える数」から「理事の定数を超える数」に引き下げ
- ②理事と評議員の兼職の解消

改正後

理事



(平均)

10.0人

①現員を維持

評議員

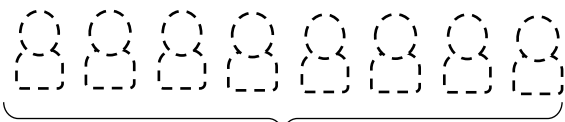


(平均)

18.1人

①理事の定数を超える数を確保

※法律上求められる数（理事の定数を超える数）



②兼職者は評議員を辞して、理事職に専念
※理事職を辞して、評議員職に専念することも可能

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告（令和4年3月）

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期

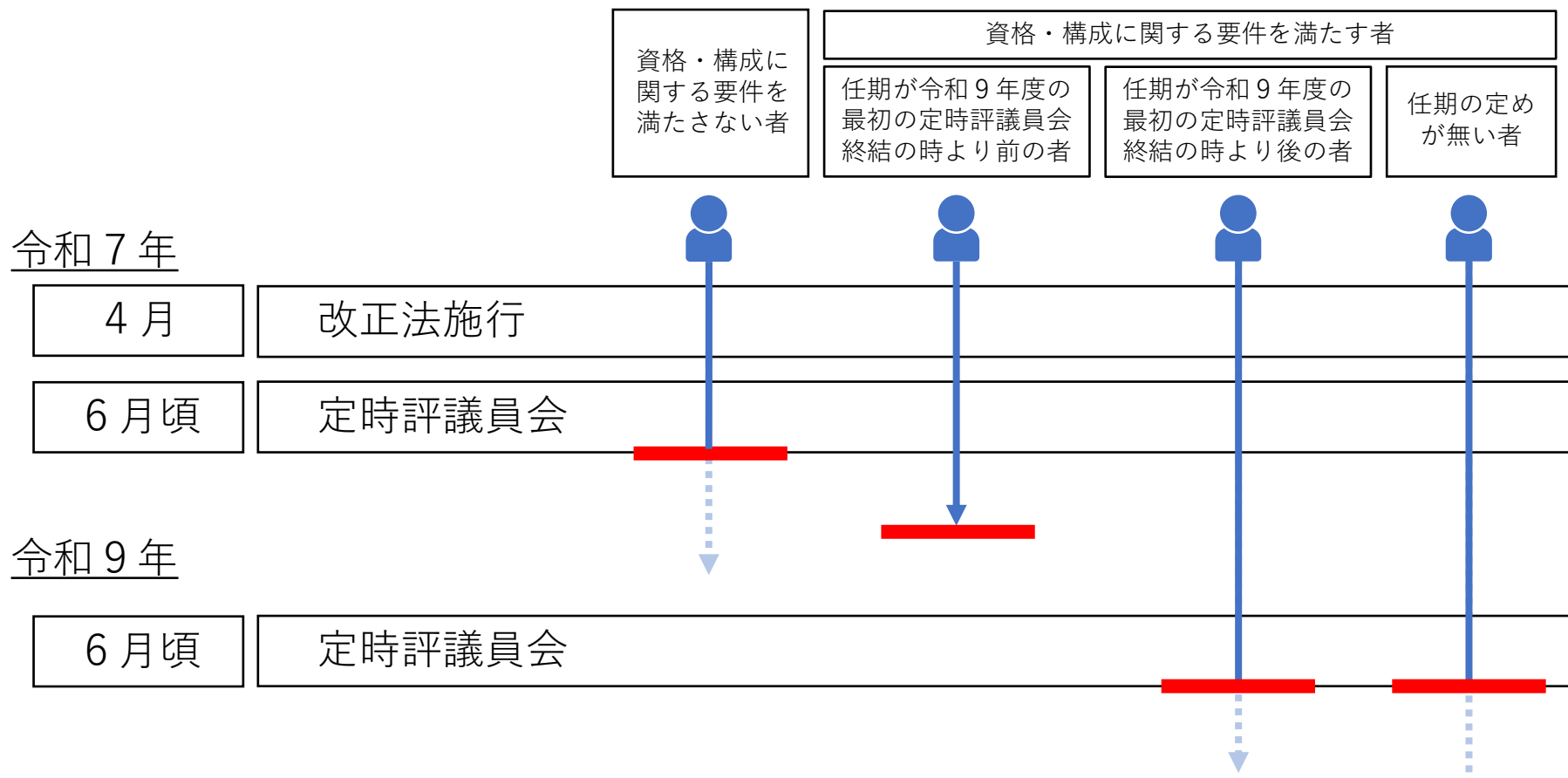
新規

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件を満たさない者については、令和７年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある。



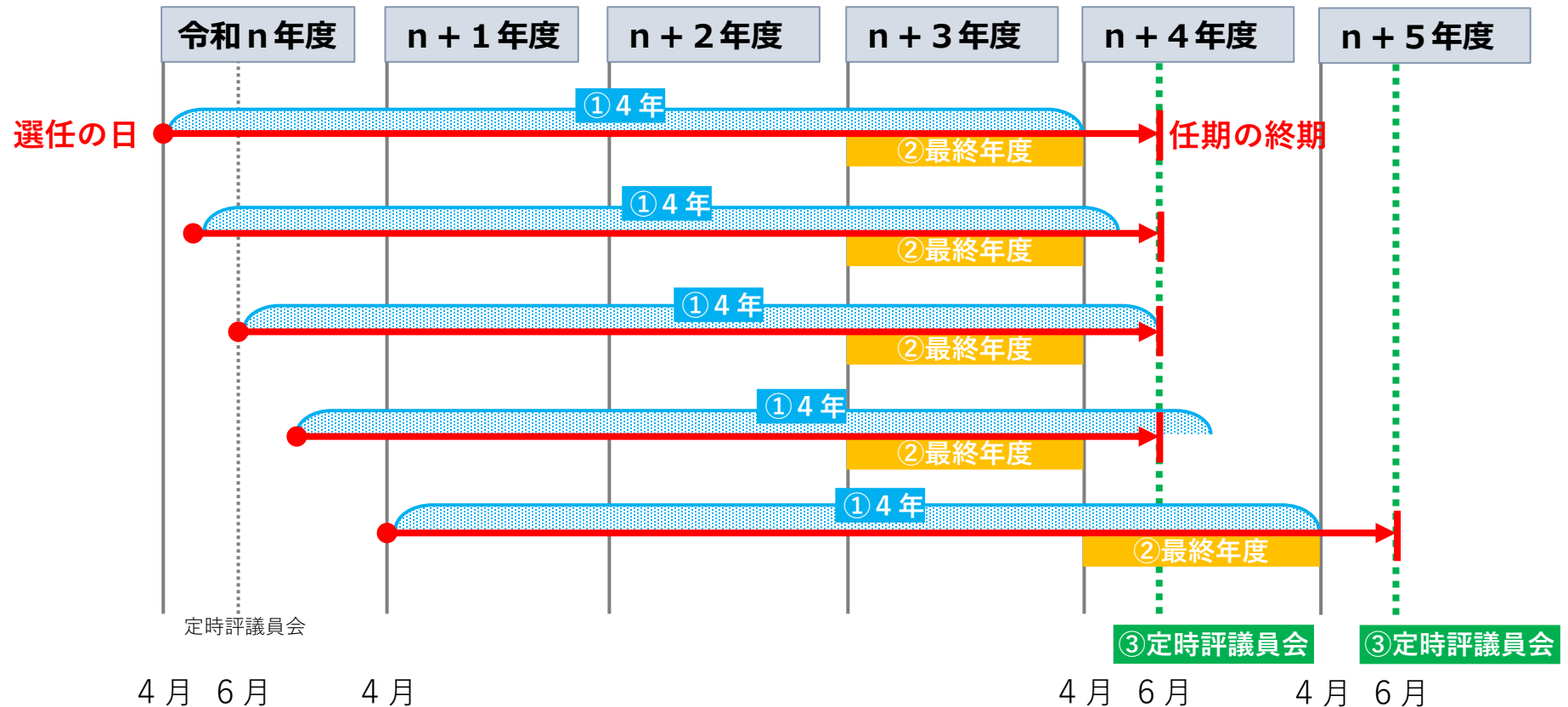
改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期

新規

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下（１）（２）のとおりとなる。

- （１）任期は、**選任後寄附行為で定める期間**① **以内に終了する会計年度のうち最終のもの**② **に関する定時評議員会の終結のとき**③まで
- （２）「寄附行為で定める期間」は、理事は４年以内、監事・評議員は６年以内

【例：寄附行為で定める期間を４年とする場合の任期】



【文部科学省】

【学校法人】

改正法公布後、文部科学省による説明会を適宜開催し、法改正の内容や政省令案について周知

令和6年

1月頃 (P)

政省令、寄附行為
作成例の改正等

寄附行為変更等の検討

令和7年

1月頃

寄附行為変更の申請

寄附行為変更認可

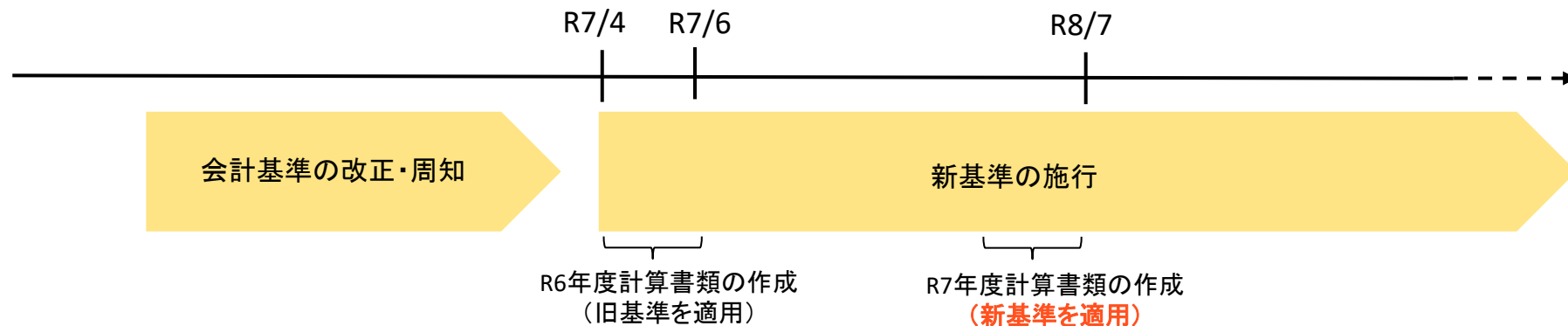
その他必要な対応
(内部統制事項の決定、評
議員の報酬基準策定等)

4月

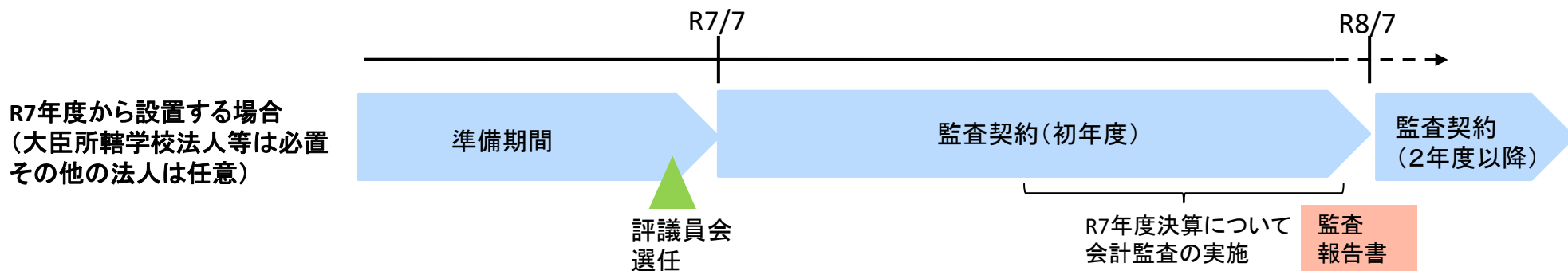
施行

理事・監事・評議員・会計監査人の人選・選任

1. 会計基準 令和7年度から新基準を適用



2. 会計監査人 大臣所轄学校法人等 : 令和7年度から必置 上記以外の知事所轄法人: 令和7年度から任意設置



「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A」を更新しました。

今回の私立学校法の改正に関してこれまで寄せられた御質問に対して、文部科学省の考え方を示したQ&A「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A」を、文部科学省ホームページにて公表しています。

この度、この「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A」を**令和5年1月版として更新**しましたので、御活用ください。

▶「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A（令和5年1月版）」のURLはこちら ↓

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html



※こちらのQRコードからも御確認いただけます→

▶「私立学校法の一部を改正する法律案」についてのURLはこちら ↓

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00041.html



※こちらのQRコードからも御確認いただけます→

2. 学校法人関係税制について

学校法人に係る税制の概要

学校法人に係る税制

国税	法人税	<p>(1) 課税対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育研究事業 ⇒ 非課税 ●収益事業 ⇒ 課税 軽減税率19%〔普通法人：税率23.2%〕※1 <p>(2) みなし寄附金の特例（収益事業所得の教育研究事業への支出）</p> <p>①所得金額の50%、②年200万円のいずれか多い金額まで損金算入可能</p> <p>(3) 収益事業の適用除外</p> <p>私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等の場合に適用除外</p>
	その他の税目	<p>非課税</p> <p>所得税（利子、配当等）</p> <p>登録免許税（目的外不動産の取得登記を除く）</p> <p>印紙税（無利息等の条件で行う文部科学大臣の確認を受けた奨学金貸与事業における消費貸借契約書にかかるもの）※2</p>
地方税	<p>非課税</p> <p>住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く）</p> <p>不動産所得税、固定資産税、都市計画税（目的外不動産等を除く）</p>	

※1 年800万円以下の部分については15%（令和5年3月31日までに開始する事業年度に限る）

※2 文部科学大臣の確認を受けた日以後に作成されるものであって令和7年3月31日までに作成されるものについて適用

学校法人への寄附に係る税制

		個人からの寄附	法人からの寄附	
学校法人に 直接の寄附	国税 ※3	税額控除対象法人	<p>【税額控除額】(平成23年度改正) (寄付金額 - 2千円) × 40% ※所得税額の25%が限度額</p>	<p>【損金算入限度額】 (資本金等の額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4 [一般] + (資本金等の額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2 [特例]</p>
		特定公益増進法人	<p>【所得控除額】 寄付金額 - 2千円 ※総所得の40%が上限 ★</p>	<p>【損金算入限度額】 (資本金等の額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4 [一般] + (資本金等の額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2 [特例]</p>
	地方税	地方自治体の条例により指定された寄付金	<p>【税額控除額】 (寄付金額 - 2千円) × 10% ※総所得の30%が上限 ★</p>	(該当なし)

日本私立学校振興・共済事業団を經由した寄附
(受配者指定寄附金)

国税、地方税それぞれ★と同様※4

寄附金全額の損金算入が可能

※3 両方の証明を受けている法人に寄附を行う場合、寄附者がいずれか一方を選択可能

※4 個人からの寄附は原則として取り扱っていない

これまでの私学関係税制改正

平成23年度	一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の 税額控除の導入
平成27年度 平成28年度	学校法人の定員・事業規模に応じ、 税額控除の対象法人となるための要件を緩和 （定員について：平成27年度、事業規模について：平成28年度）
平成29年度	私立大学が行う受託研究における 受託研究収入の非課税措置の拡充
平成29年度 平成30年度	現物寄附へのみなし譲渡所得税の非課税化に係る国税庁長官の 承認手続きを簡素化 する特例等について、 適用対象を拡大 （知事所轄法人について：平成29年度、株式への拡充・特定買換資産の創設について：平成30年度）
令和4年度	「学校法人を含む団体等が行う奨学金貸与事業（特定の学資としての資金の貸付け）に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」の適用期限を3年延長【平成28年4月1日～令和7年3月31日まで】（創設：平成28年度）
令和5年度	「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の 適用期限を3年延長 【平成25年4月1日～令和8年3月31日】（創設：平成25年度） ※制度創設からこれまで教育資金の対象範囲の見直しや受贈者の年齢制限緩和など所要の改正を実施。

【制度概要】

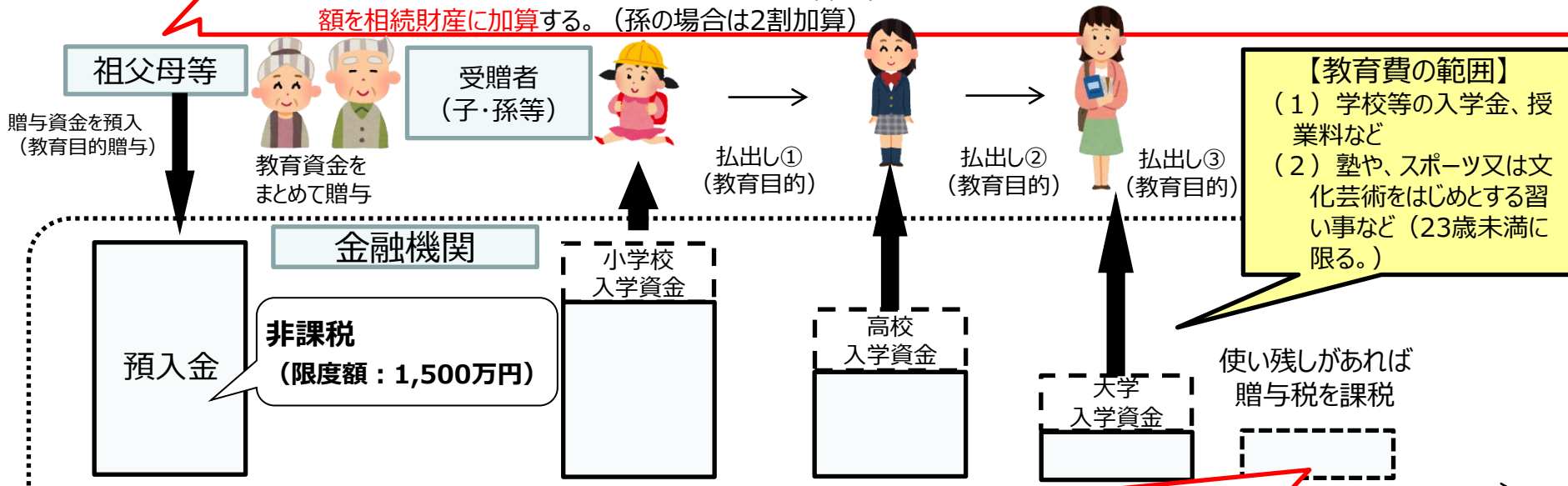
- 祖父母等（贈与者）は、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金につき、孫ごとに1,500万円（学校等以外の者（塾や習い事など）に支払われるものについては500万円が限度）を非課税とする。

【令和5年度税制改正の概要】

- 制度の適用期限を **3年間延長**（平成25年4月1日：制度開始～令和8年3月31日まで）
- 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、**一般税率を適用**する。
- 契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に相続税の課税価格の**合計が5億円を超える**場合には、受贈者の年齢や在学中等の有無に関わらず、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を**相続財産に加算**する。
- 国家戦略特別区域内に所在する認可外保育施設について、外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たしている場合は、当該施設に支払われる保育料等は非課税対象とする。（都道府県知事等から証明書の交付を受けているものに限る。）

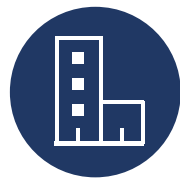
【制度の流れ】

現行：祖父母等が亡くなった場合、子・孫等が23歳以上であれば相続税加算（在学中等を除く）（孫の場合は2割加算）
 R5改正：祖父母等が亡くなった場合、贈与者の相続税の課税価格の**合計が5億円を超える**場合は、受贈者の年齢等に関わらず**残額を相続財産に加算**する。（孫の場合は2割加算）



現行：受贈者が契約終了時点で18歳以上であれば、残額への贈与税率は**特例税率**が適用される。
 R5改正：契約終了時の残額に贈与税が課される際の税率は、受贈者の年齢に関わらず**一般税率**を適用する。

- わが国の生産性向上のためには、社会人のリスキリングのほか、学校教育において実社会で活躍できる人材の育成を行っていくことが重要。企業が、経営資源を活用して学校教育に積極的に関与し、社会で求められる人材の育成に貢献することを促すため、企業による大学や高専等の設置への投資（寄附）を税制でも後押しする。
- 具体的には、学校法人設立準備財団等について、事前に包括的な財務大臣指定を行うことで個別審査を不要とし、早い段階から、スムーズな寄附金集めを可能とする。



企業



学校法人
設立準備財団

寄附額につき
全額損金算入

一般寄附金

限度額あり※

※（資本金及び資本準備金の額×0.25%+所得金額×2.5%）×1/4

指定寄附金

全額損金算入
申請・審査を経て個別に財務大臣指定

今回の措置
（包括指定）

全額損金算入
事前に包括的な財務大臣指定

【学校法人設立準備財団等に関する包括指定】

- （1）私立大学、私立高等専門学校、又は私立専門学校（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる寄附金
- （2）当該学校法人等の設立前において、法人が支出する寄附金
- （3）設置しようとする私立大学等が法人設立後5年以内で募集要綱に定める日までに認可されない場合には、国又は地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金
- （4）令和9年度までの5年間の措置

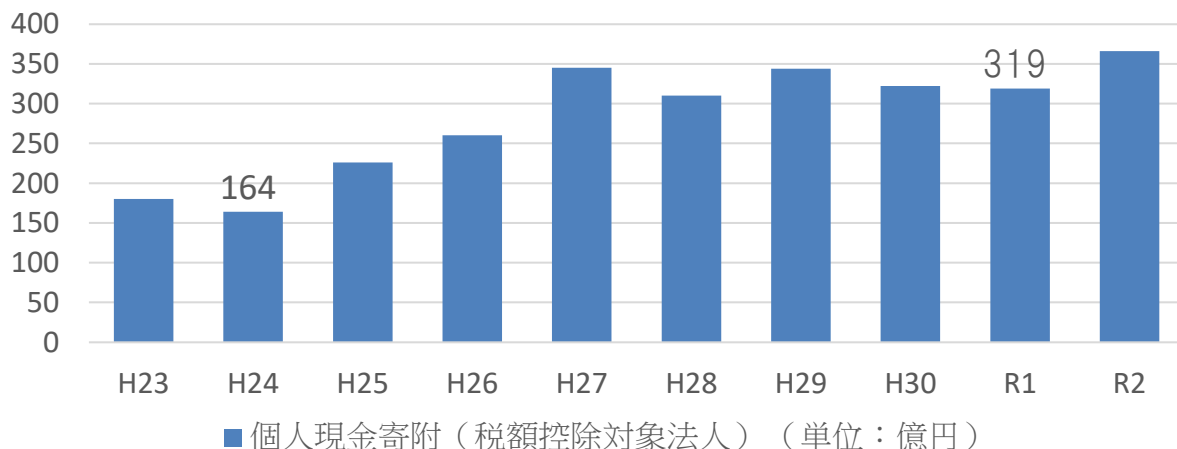
学校法人への寄附の状況

■ 大学を設置する学校法人の寄附金受入額の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
寄附金収入額	1,724億円	1,341億円	1,269億円	1,302億円	1,418億円
現金による寄附	1,136億円	1,056億円	1,031億円	1,119億円	1,121億円

【出典】私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和3年版）」より文科省作成

■ 税額控除対象法人の個人現金寄附額の推移



■ 個人現金寄附額の増加率

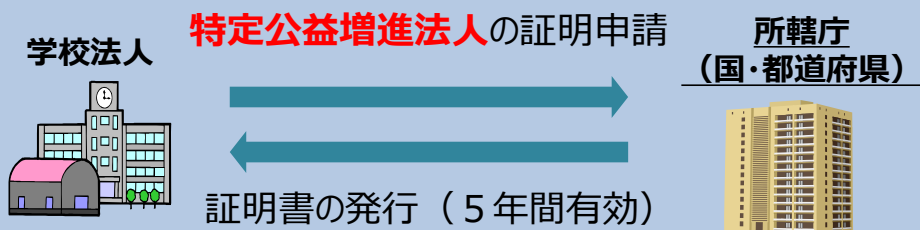
税額控除対象法人 (H23 : 180億円→R2 : 366億円)	203%
--------------------------------------	------

※ 文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より。
 ※ 税額控除対象法人に対する個人現金寄付額について、学校法人の寄附者に対する税額控除制度が開始した、平成23年を始点として各年度の寄附金額を比較したもの。

学校法人に対する寄附金控除①

- 所得控除、税額控除を活用するために、**学校法人は所轄庁に証明申請を行う必要がある**。
- 個人が学校法人に対して寄附をした場合に寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に学校法人からの領収書及び当該学校法人が寄附金控除の対象法人であることの証明書の写しが必要。
※両方の証明を受けた学校法人に対する寄附の場合、**寄附者がどちらか一方を選択**ができる。

○特定公益増進法人に対する個人寄附



■「所得控除」

各寄附者の所得に応じた**所得税率を寄附金額に乗じて**、控除額を決定

■控除限度額

総所得金額等の40%に相当する金額

※寄附金額が総所得金額等の40%相当額を超える場合

■要件・手続き

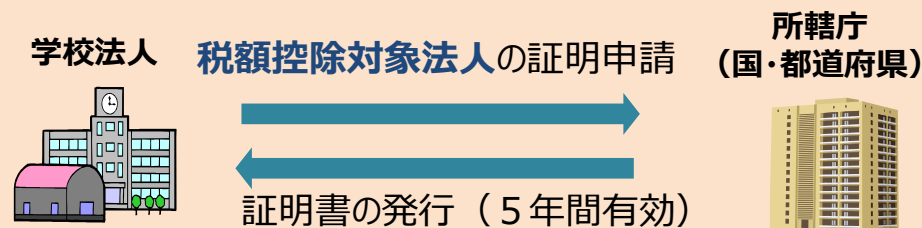
学校法人(※)は、所轄庁へ寄附金募集要綱など必要書類提出等の手続きさえすれば証明を受けることができる

※専修学校または各種学校を設置する場合は、その学校の授業時間数等により認められない場合があります (所得税法施行規則第40条の9)

■控除額の計算式

(寄附金 - 2,000円) × **所得税率** = 寄附金控除額

○税額控除対象法人に対する個人寄附



■「税額控除」

各寄附者の**所得税率に関係なく**、所得税額から直接**寄附金額の4割**を控除

■控除限度額

所得税額の25%

■要件・手続き

実績判定期間内 (原則、直近5会計年度) に、**3,000円以上**の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が、**年平均100人以上**であることを満たすこと。

※小規模法人向けの**緩和要件あり**

■控除額の計算式

(寄附金 - 2,000円) × **一律40%** = 寄附金控除額

※税額控除対象法人は以下の義務が生じる

①**情報開示義務**

(寄附行為、役員名簿、財産目録、役員報酬規定等)

②**寄附者名簿の作成・保存義務**

※**文部科学大臣所轄学校法人が証明申請や関連の相談をする場合の窓口**

特定公益増進法人について：高等教育局私学部参事官付財務調査係

税額控除対象法人について：高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

学校法人に対する寄附金控除②【新生を対象に募集する寄附金についての留意点】

- 新生からの寄附金（入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末(12月)までの期間内に納入した寄附金）は、**原則として、控除の対象外**となる。
- **例外として、新生からの寄附金であっても、入学決定後に募集のあったもので、新生以外の者と同一の条件で募集されるものであれば、控除の対象**となる。
- 令和3年6月、例外要件の詳細等、取扱いに係るQ&Aを周知。
(R3.6.25「新生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取扱いに関するQ & Aについて(通知)」)

新生を対象とする寄附金控除の取扱いイメージ（4月に入学する場合）

入学願書受付時（9月頃） 入学日（4月） 入学年末（12月）



入学決定（2月）
※**新生以外の者と同一の条件であれば、控除可**

**原則
(控除×)**

学校の入学に関してする寄附金

- = 自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他当該**入学と相当の因果関係のあるもの**
- = **入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの**

**例外
(控除○)**

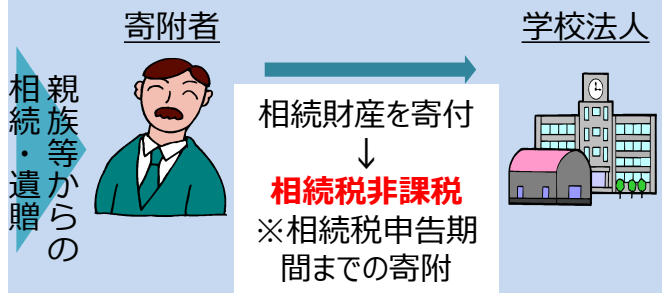
入学決定後に募集の開始があったもので、
新生以外の者と同一の条件で募集される部分

**Q & Aで補足
(R3.6.25)**

※疑義がある場合は、あらかじめ所轄の国税局の所得税課にお尋ねください！！！！

その他の学校法人関係税制

○相続税の非課税特例



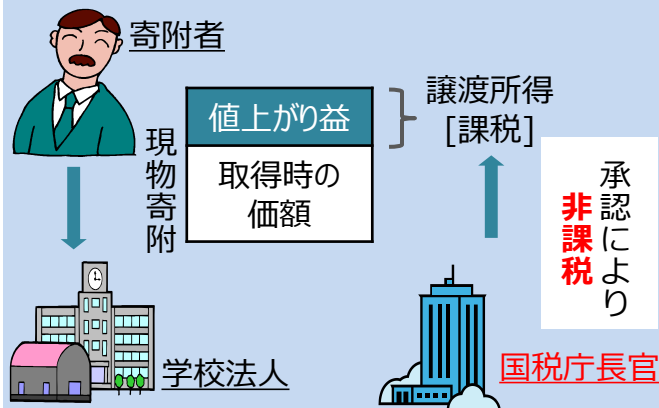
※ 寄附者等の相続税の負担が不当に減少すると認められる場合は、課税となるので注意が必要

相続又は遺贈により財産を取得した場合、財産の取得者には原則として相続税が課税されるが、財産の贈与が学校法人に対して行われる場合には、贈与等がなかったものとみなされ、相続税が課税されない。

【要件】

- ✓ 運営組織の適正性、親族関係者等3分の1
- ✓ 親族関係者に特別の利益を与えない
- ✓ 解散時の残余財産帰属の定めがある → 国、地方公共団体等へ帰属
- ✓ 法令違反等の公益に反する事実がない

○みなし譲渡所得税非課税特例



現物による寄附をした場合、その財産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益（譲渡所得）に所得税が課税。【みなし譲渡所得課税】

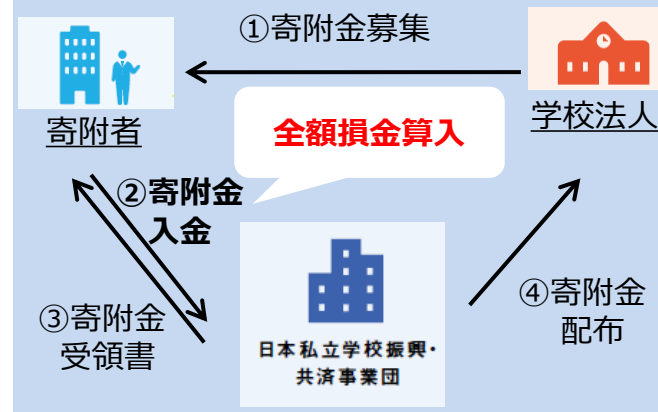
特例1：国税庁承認手続きの簡素化

これらの寄附が学校法人に対して行われる場合、国税庁長官の承認で、非課税となる。さらに、一定の要件を満たした場合には、**承認手続きが大幅に簡素化**される。

特例2：買換特例・特定買換資産の特例

一定の要件を満たす場合のみ、現物寄附の買換えを行ったとしても**非課税承認が継続**される。

○受配者指定寄附金制度



- 受配者指定寄付金制度は、**日本私立学校振興・共済事業団**が、寄附者（企業等法人）から寄付金を受け入れ、**寄附者（企業等法人）が指定する学校法人へ配付**する事業。
- 本制度の利用により、寄附者（企業等法人）は、法人税法上、**寄附金全額を損金算入**することが可能。

※ 日本私立学校振興・共済事業団における本制度は、原則個人からの受配者指定寄付金は対象外となる。

学校法人に関係する主な税制について、各項目の詳細については以下のリンクから御覧いただけます。

■ 学校法人関係税制（受配者指定寄附金制度以外）：

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/shigakuzeisei.html

■ 受配者指定寄附金制度について：

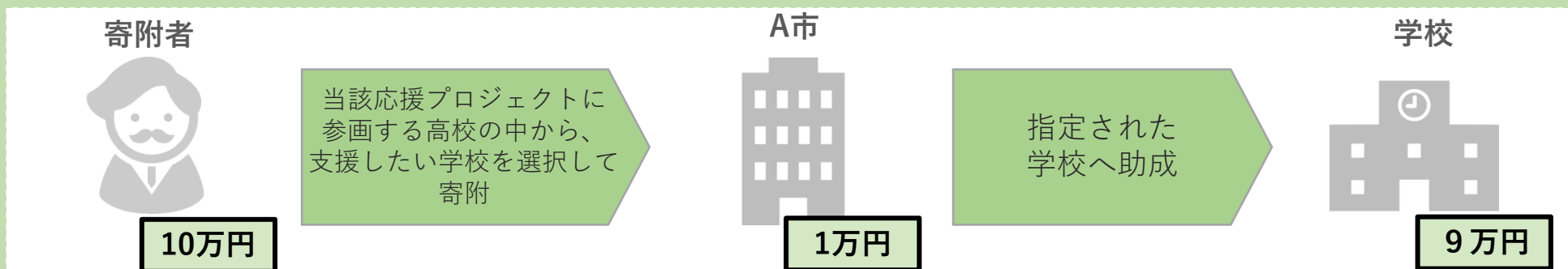
https://www.shigaku.go.jp/s_kihu_gaiyo.htm

- ふるさと納税の仕組みを活用し、特定の学校に対して寄附をすることができる制度の整備を進めている自治体が増えています。
- 私立学校の主な入学者である若年人口や18歳人口が減少する中、安定して教育研究活動を実施することができるよう、**学校法人が様々な資金源を確保することが重要**であり、**ふるさと納税を活用した各自治体との連携は有効な手段の1つ**です。

A市の例

- 高校教育の魅力化や高校生の支援活動を通じて地域と高校生の繋がりを深め、高校生が自分たちのまちに誇りを持てる環境をつくることを目指し、市内に所在する複数の高等学校に対する**応援プロジェクトを創設**。
- 応援プロジェクトの対象となっている高等学校の中から、**寄附者が支援したい高等学校を選択してふるさと納税を行うと、寄附を受けたA市は寄附額の9割を寄附者が指定した学校へ助成**。残り1割をA市の教育振興に活用することとしている。

<イメージ図>



市内唯一の大学として市への貢献を図る (新潟県南魚沼市・学校法人国際大学)

南魚沼市では、平成27年から学校法人国際大学と連携を実施。南魚沼市のふるさと納税「国際大学応援と交流の推進コース」への寄附は、国際化推進活動資金助成として納税額の90%が国際大学に交付され、留学生の奨学金等として活用。残りの10%は南魚沼市の国際化推進事業として、市内の小中学校の児童生徒を対象とした夏休みに行う「インターナショナル・ビレッジ事業」、「イングリッシュ・ビレッジ事業」や「中学生の海外派遣事業」に活用。

ふるさと納税制度を活用したきっかけはなんですか？

南魚沼市
担当者



国際大学と包括協定に基づき、以前から**国際化を推進し国際化社会に対応できる人材育成に取り組んでおり**、これまで以上に充実した事業を行えるようにふるさと納税を活用しました。

国際大学
担当者



本学は学生の9割近くが外国人であり、70の国や地域から学生を受け入れています。**南魚沼市の国際化に貢献するとともに、留学生が安心して学びを継続できるよう、奨学金を拡充したいと考え、南魚沼市に声をかけました。**

寄附をしてもらうために工夫していることは？

南魚沼市
担当者



メールマガジンを活用したり、雑誌に掲載するなど、南魚沼市の実施するふるさと納税全般についてのプロモーション活動を行っています。

国際大学
担当者



奨学金を受け取った学生が行った活動について情報発信を行い、**寄附が有効に活用されていることを見える化する**ことを心掛けています。

ふるさと納税を活用してどんなことを行っていますか？

南魚沼市
担当者



南魚沼市の国際化推進事業として、**市内中学生のアメリカ合衆国への派遣**や、夏休みにおける市内小中学校の児童生徒と**国際大学の留学生との交流事業**を実施しています。子供たちは実戦で英語を学び、日本と海外の文化の違いを感じてくれているようです。

国際大学
留学生



奨学金のおかげで経済的な不安がなく勉学に励むことができています。小中学生との交流は、普段の研究にはない刺激を子供たちからもらうことができ、楽しみです。

国際大学
担当者



留学生への奨学金制度はもともと用意していましたが、その原資の確保には苦勞していました。**ふるさと納税の温かい寄附によって、安定的に奨学金を給付できるようになりました。**

市内の小中学生と国際大学の留学生が交流する様子

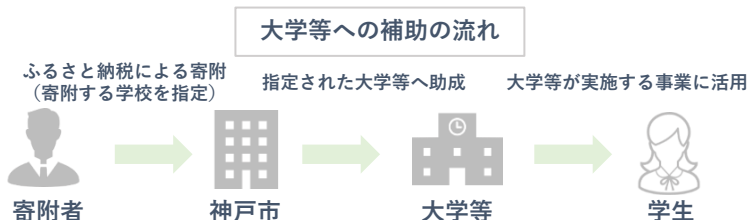


コロナ禍での学生支援から未来の神戸づくりに向けた助成制度へ (兵庫県神戸市)

神戸市では、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症により、学修活動や日常生活への影響が懸念される学生を支援する「KOBE学生サポート 市内大学等応援助成」事業を実施。学生への経済支援や食料支援、マスク等の配備に係る経費等を大学、短期大学、専修学校に対して補助。令和4年度からは学生支援に加えて、地域や企業との連携に係る経費、市民向け公開講座を含む大学等での社会人の学び支援に係る経費なども補助対象として拡大。

どのような流れで大学等への補助が行われますか？

神戸市担当者 ふるさと納税の寄附者が、寄附する学校を指定します。神戸市において、受け付けた寄附を集計し、寄附額から返礼品の事務経費を除く金額の7割（最大9割）を基準に大学等への助成金に活用します。残りを神戸市が実施する大学連携等の事業に活用しています。



ふるさと納税制度の活用には課題はありましたか？

神戸市担当者 私立学校への直接の寄附にも税額控除などの税制上の優遇制度があります。それらとの区別をつけるために、ふるさと納税では、「**大学等への支援が学生支援も含め神戸市の大学連携事業に還元されること**」を重視しています。

神戸市担当者 令和3年度までは学生支援のみの制度にしていたが、**用途を拡大してほしいという大学等からの要望も踏まえて、令和4年度から大学間連携、産学官連携の取組等の推進にも活用**できるよう補助対象を拡大しました。

本制度を活用したことによる喜びの声を聞かせてください。

神戸市担当者 50以上ある市内の大学等のうち、22の学校がこの取組に賛同し、参画してくれました。**令和3年度には、合計で900件、6,000万円を超える寄附**と数多くの学生への温かいメッセージが寄せられました。

寄附者 新型コロナの影響で様々な活動が制限される中でも、一度しかない学生生活を充実させてほしいという思いで寄附をしました。**寄附金を有効活用してもらえることが分かり、安心して寄附することができました。**

大学担当者 寄附者の皆さまからの多大なご支援のおかげで、新型コロナの影響で思い描いていた大学生活を送ることができていない学生に対して、**学内食堂の食券配布、感染者・療養者への食料支援、生理用品の無料配布など、さまざまな支援ができたことを心より感謝しています。**

今後の展望はありますか？

神戸市担当者 今後も神戸市からの支援を行うことで、学生さんが神戸市に今よりも更に愛着を持ってもらいたいと思っています。また、**大学間連携や産官学連携を更に促すことで、市内の大学等の活動が更に活発**になればいいなと思っています。

ふるさと納税の活用による高等学校・大学へ向けた補助金制度の新設 (北海道江別市・学校法人酪農学園)

北海道江別市では、進学や就職等を機に市外へ転出した卒業生が、母校や地元の後輩を応援できるよう、また、地域の特産品を通じて江別市と繋がる人の輪が広がるよう、市内の高等学校・大学へのふるさと納税の募集を令和4年度7月から開始。集まった寄附金の一部は、令和5年度から補助金として、高等学校・大学に交付する予定。

また、ふるさと納税を活用した学校法人との連携として、令和2年10月から学校法人酪農学園における酪農学園大学の実習で製造されたアイス等の乳製品を江別市の返礼品として提供。

高校・大学への補助金制度新設の経緯は？

江別市
担当者



市内の学校法人から、ふるさと納税の活用に関し相談・提案がありました。市としても、**市内に4大学を有する文教都市として、コロナ禍の学生を応援したい**という思いがあり、各校と意見交換を重ね、今般の制度新設に至りました。

納められた寄附金については、**ふるさと納税の返礼品や発送等の必要経費分を差し引き、最大限を各学校へ交付すること**としています。

ふるさと納税の活用に課題はありましたか？

江別市
担当者



ふるさと納税で納められた寄附金を、なるべく多く各学校に交付したいという思いはありましたが、寄附金が適正に活用されることを期して補助金の形で交付することにしました。

学校法人
担当者



学校法人へ直接寄附をしている方が、今後はふるさと納税を活用するか、寄附方法の選択で悩むのではないかと心配もありましたが、一方で、**市のふるさと納税を入口とした新たな学校支援者の獲得や、学校の認知拡大にも期待を寄せています。**

ふるさと納税の活用は市にどのような利点があるのですか？

江別市
担当者



江別市のシティプロモートの一環としてふるさと納税事業に取り組んでいます。ふるさと納税で**母校や地元の学校を応援しながら、返礼品をきっかけに、江別市に関心を持っていた**だけの方の裾野を広げることができると考えています。

市からの返礼品はどのように決めているのですか？

江別市
担当者



返礼品については、当市で作成した募集要領に基づき運営しています。ふるさと納税に関する説明会の開催などで呼びかけるほか、事業者様からのご提案により、返礼品の登録を行っています。

酪農学園
担当者



実習で乳・肉製品を製造しており、大学の生協で販売していました。人気が高い商品なので、**学外の方にも是非楽しんでいただき、酪農学園大学を知っていただきたい**という思いで、江別市さんと協議を行い、返礼品に入れていただきました。

酪農学園大学からの返礼品の例



3. 近年の大学等の設置認可等の動向と 寄附行為（変更）認可の審査等について

学校法人分科会における審査について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、「私立学校法」や「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準（文部科学省告示）」をはじめとする法令に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可の審査を以下の観点で行っております。

各学校法人におかれては、設置認可申請の予定の有無に関わらず、これらの観点を参考に、私立学校法の趣旨を十分理解の上、今後も適切な学校法人の管理運営が確保されるよう留意願います。

（１）管理運営関連

【主な指摘例】

- ①理事会（長）が十分に機能し、その責任を果たしているか。
- ②役員及び評議員が特定親族等に偏っていないか。
- ③教学側の意向が適切に反映される役員構成となっているか。
- ④理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されているか。
- ⑤役員及び評議員に欠員や選任方法の誤りはないか。
- ⑥監事の職務が適切に行われているか。
- ⑦監事に対する情報提供等の支援体制が十分に整えられているか。
- ⑧財務関係書類等の備付けや公開が適切になされているか。
- ⑨管理運営上必要な諸規程は整備されているか。
- ⑩法令に基づく登記、届出等が適切に行われているか。
- ⑪インターネットの利用による私立学校法第63条2の規定に基づく情報の公表がされているか。

（２）管理関連

【主な指摘例】

（設置計画（設置経費、財源））

- ①校地校舎が借用の場合、一定期間の使用保証があるか。
- ②法令で定める標準設置経費や標準経常経費を上回っているか。
- ③設置経費の財源について、負債性のない資産で保有しているか。

（財務状況・財政計画）

- ①収支の均衡がとれる財政計画となっているか。
- ②財政計画を実現するための具体的な計画や見通しはあるか。
- ③全体の財務状況や教育研究条件を表す財務比率の推移はどうか。

（学生確保の見通し）

- ①学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されているか。
- ②学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。

認可後は、認可された設置計画を確実に履行いただく必要があります。

申請書類提出後の申請内容の変更は、外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解した上で、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出してください。

【変更が認められる例】

<申請書類の一部変更手続等（申請から認可までの間の手続）>

- ①大学設置分科会の意見への対応（施設設備の充実等）により、設置経費が変更となる例
- ②工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であり、負担付きでないことが必要。
※一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

■ 標準設置経費

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

- ◇標準設置経費の該当分野が情報関係の場合は、学校法人分科会において審議の上、複合的な分野として「その他」の標準設置経費を適用。
【令和6年度開設申請より適用】

■ 標準経常経費

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

③ 設置経費、経常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

■ 負債率

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

■ 負債償還率

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと等

⑥ 学生確保の見通し（令和7年度開設申請より下記のように変更（一部を除く））

- ◇次の項目ごとに客観的なデータ及びその資料に基づき、主観を最大限排除した上で定量的に分析を行い、学生確保の見通しの確実性を説明することが必要。
- ◇設定する入学定員に見合う学生確保の見通しの確実性が認められない場合、申請時の計画からの入学定員の変更と変更後の定員に基づく財務計画の再検討を求める可能性があること。
- ◇申請者が設置する全ての大学の既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）の収容定員充足率が5割を上回る必要があること。
【令和8年度開設の大学等の新設に係る審査から適用 ※大学等单位は令和7年度開設申請より適用】

■ 新設組織の概要

- ・養成する人材像、学位の分野を踏まえた新設組織の特色の説明。
- ・既設組織を廃止して新設組織を設置する場合の当該既設組織の名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地の概要と、新設組織開設後の予定（学生募集停止をするか、収容定員変更をするか、改組の予定がないか等）の説明。

■ 人材需要の社会的な動向等

- ・新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析。
- ・中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析（18歳人口又は社会人等の入学対象となる者の人口動向（開設から10年間）のデータ等）。
- ・新設組織の主な学生募集地域の分析（学校基本調査のデータ（出身高校の所在地県別入学者数）、自大学・他大学等の実績データ等）。
- ・既設組織の定員充足の状況。

■ 学生確保の見通し

- ・学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果（既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績データ等）。
- ・競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）。
- ・先行事例の分析。
- ・学生確保に関するアンケート調査結果の分析（指定の設問及び選択肢によるクロス集計結果での分析）。
- ・人材需要に関するアンケート調査等の結果の分析。

■ 新設組織の定員設定の理由

教育未来創造会議第一次提言（令和4年5月10日）【抜粋】

< 具体的取組 >

- デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組みの構築
 - ・ 学部等の設置要件となる専任教員数や校地・校舎の面積の基準、標準設置経費等について、成長分野の学部等の設置を促進するための規制の大胆な緩和を行う。
 - ・ 成長分野への再編等を通じて当該分野における定員増を図る一方で、教育の質や学生確保の見通しが十分ではない大学や学部等の定員増に関する設置認可審査の厳格化を図るなど、少子化を見据えた大学全体としての規模を抑制する仕組みの整備を行う。

（1）学部等の設置に係る標準設置経費の緩和（令和6年度開設申請より適用）

- ◇ **情報関係（データサイエンスなど）の分野**については、従前の「自然科学関係」の半分の金額となる **「その他」の標準設置経費を適用する**。
- ◇ **教育課程等特例制度**（大学設置基準第57条等に基づく一部基準の適用除外）の **認定を受けた大学等が設置する学部等の標準設置経費額を減額**する。

（2）学生確保の見通しに関する審査の厳格化・適正化（令和7年度開設申請より適用（一部除く））

- ◇ **学生確保の見通しの審査の観点**を次のとおり新たに規定。
 - ・ 大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材に対する需要の動向
 - ・ 設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果
 - ・ 既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集に関する取組の効果
- ◇ **申請者が設置する全ての大学の既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）の収容定員充足率が5割を上回ることを求めることを規定**。
【令和8年度開設の大学等の新設に係る審査から適用 ※大学等单位は令和7年度開設申請より適用】
- ◇ これまで以上に、客観的なデータ及びその資料に基づいた学生確保の見通しの确实性の説明を求める。

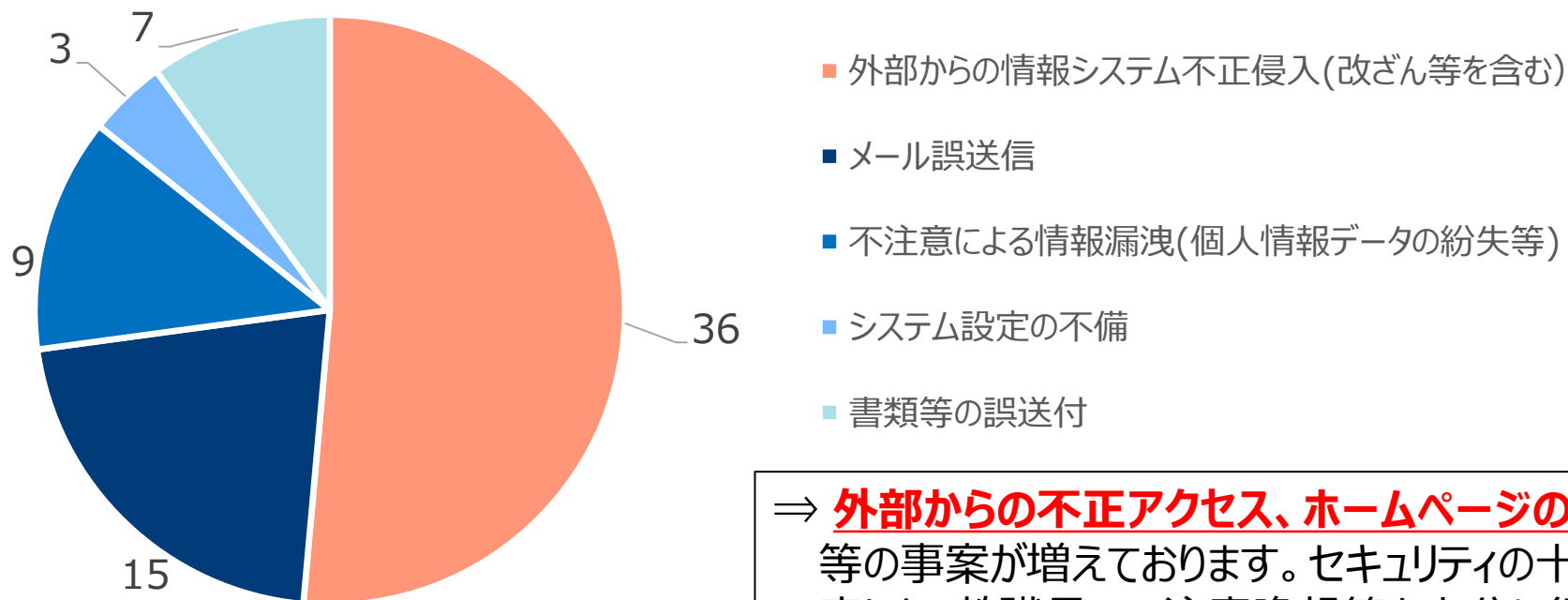
4. 情報セキュリティインシデントの 現状と報告について

近年の情報セキュリティインシデント発生状況

●私立大学における情報セキュリティインシデント発生件数(直近5年)

H29	H30	H31/R1	R2	R3
31件	55件	70件	58件	70件

●令和3年度情報セキュリティインシデントの概要 (数字は件数)



⇒ **外部からの不正アクセス、ホームページの改ざん**等の事案が増えております。セキュリティの十分な見直しと、教職員への注意喚起等を十分に行ってください。

情報セキュリティインシデントが発生した場合（文部科学省への報告フロー）

私立大学（附属病院を除く）で発生した個人情報漏洩、不正アクセス事案等の情報セキュリティインシデントについては、**文部科学省及び個人情報保護委員会への報告**をお願いします。文部科学省への報告については、発生後速やかな報告が行われていないケースがありますので、**①インシデント発生後、速やかな報告（速報）、②インシデントの詳細についての報告（確報）**のそれぞれについて、確実な御対応をそれぞれお願いします。また、令和4年4月1日より、漏洩等が発生し、個人の権利利益を害する恐れがある場合に**個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付け**られますので、適切な御対応をお願いします。



- ☑ **文部科学省高等教育局私学部私学行政課にメールで連絡（CCに以下の宛先を入れること）**
 - ・大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室
 - ・大臣官房総務課公文書監理室
 - ・大臣官房総務課法令審議室
- ☑ **個人情報保護委員会に電話で連絡**
※個人情報関係のインシデントの場合

【第一報後の対応について】

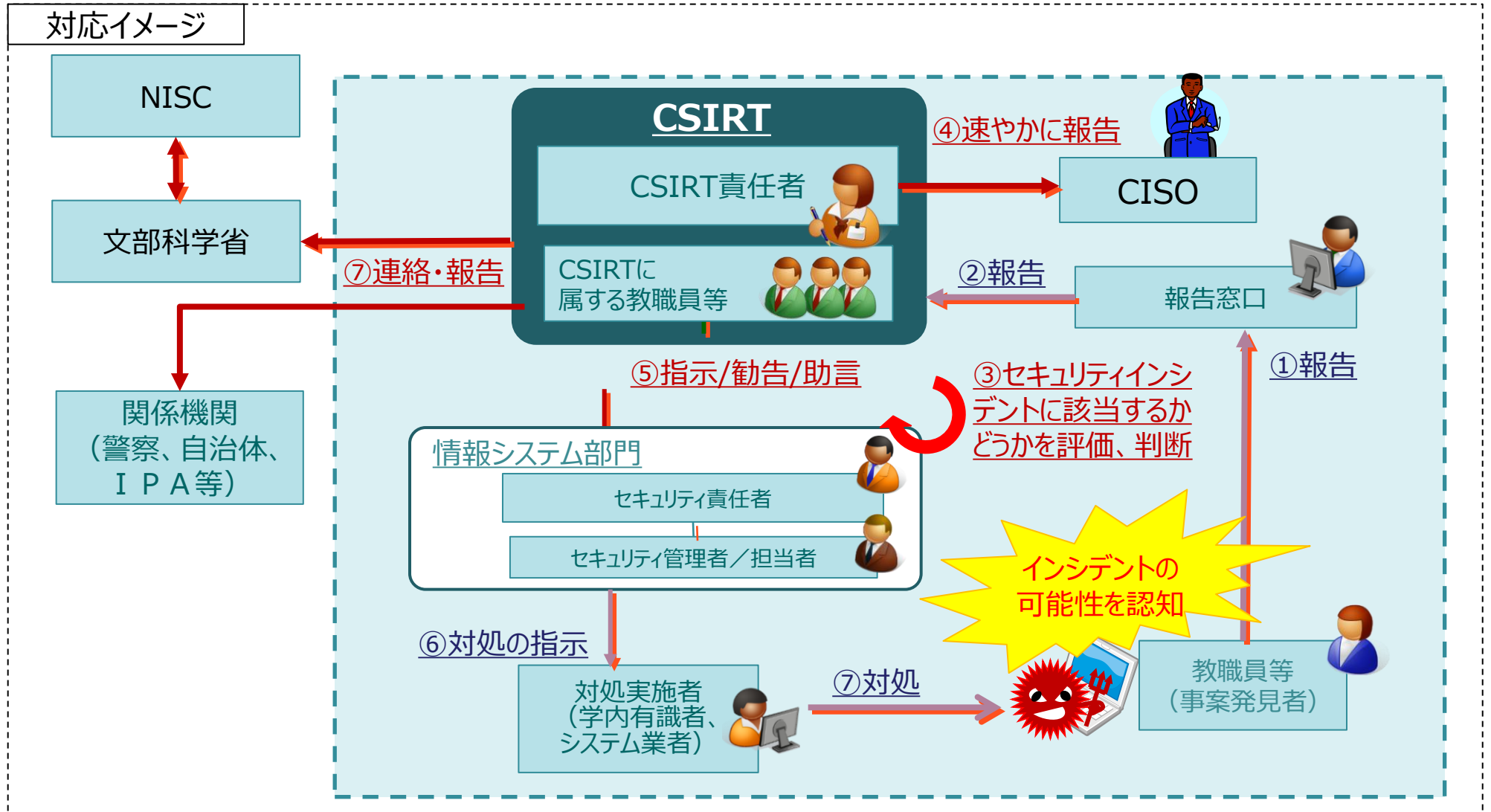
- ☑ **報告内容に対する指摘点等に対する対応をお願いいたします。**
- ☑ **公表される場合は事前に文科省にご連絡くださるようお願いします。**

【連絡先】

文部科学省 高等教育局私学部私学行政課：sigakugy@mext.go.jp
大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室：security-incident@mext.go.jp
大臣官房総務課公文書監理室：bunjou@mext.go.jp
大臣官房総務課法令審議室：j-tanim@mext.go.jp hamada-m@mext.go.jp
個人情報保護委員会：03-6457-9680（代表）

情報セキュリティインシデント対応の連携イメージ

- 案件の御報告遅れや、報告漏れが多発しておりますので、**速やかな御報告**をお願いします。
- **案件の公表前**に、文部科学省へ公表内容などの御報告をお願いします。



情報セキュリティインシデント発生防止のために

- 公共性の高い「大学」において、当該情報基盤に対する情報セキュリティ対策は社会的要請であり、学校法人全体として組織的・計画的にセキュリティ対策を講じる必要があります。
- 以下の3つの事項はセキュリティ対策の基本ですので、未実施の場合は早急に対応をお願いします。



情報セキュリティポリシー(※)の策定 ※私立大学では163大学(26.6%)が未策定 (令和元年度学術情報基盤実態調査)

情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書です。これを明確化することが、情報セキュリティ対策の第一歩です。

(参考) 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和元年12月版)

高等教育機関における情報セキュリティポリシー策定について <https://www.nii.ac.jp/service/sp/>



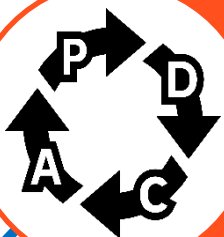
最高情報セキュリティ責任者(CISO)の設置と役割の明確化

責任をもって事案を判断するために、CISOの設置と役割の明確化が重要です。

インシデント対応体制(CSIRT)の整備 (CSIRT : Computer Security Incident Response Team)

実効性のある体制 (検知・連絡窓口/トリアージ/インシデントレスポンス/報告・情報公開) の構築と対応手順の策定。

(参考) CSIRTマテリアル (2015年11月26日 JPCERT/CC) https://www.jpCERT.or.jp/csirt_material/



基本的対策の実施徹底

高度な対策を考える前に基本的な対策を徹底により未然に防止可能な事案が多数あります。

(令和2年度に発生した私立大学におけるインシデントの約78%は、不注意や対策の不十分が要因)

(参考) 大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について (通知) (令和元年5月24日付 元文科高第59号)

5. マネーローンダリング・テロ資金供与を 巡る動向について

FATFによる第4次対日相互審査

- FATF（Financial Action Task Force：マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）とは、マネーロンダリング・テロ資金対策における国際協力を推進するため、1989年に立ち上げられた多国間の枠組。
- FATFでは、加盟国のマネーロンダリング・テロ資金供与対策に関するFATF勧告の実施状況について、審査団による評価を実施。
- 令和3年8月に公表された第4次対日相互審査の報告書により、日本は「重点フォローアップ国」として、当面の間、年1回のフォローアップを受けることが必要となった。また、この報告書には学校法人を含む非営利団体について、以下の指摘が盛り込まれた。

- ・高リスク地域やその周辺で活動する非営利団体に関する情報を活用し、非営利団体に係るテロ資金供与の**リスク評価**を実施すべき。リスク評価を活用し、テロ資金供与に悪用される危険性が高い非営利団体を特定し、非営利団体の正当な活動を不当に妨げることなく、**モニタリング**又は監督するため、リスクベースアプローチを採用すべき。
- ・高リスク地域における非営利団体の活動の完全性を保護するため、テロ資金供与リスクと好事例について、非営利団体への**アウトリーチ**を実施すべき。

FATF審査を受けた政府の対応

- FATF第4次対日相互審査を受け、政府一体となって対策を進めるべく、令和3年8月に文部科学省を含む関係省庁の会議体である「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、今後政府として取り組む「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表。この行動計画においては、非営利団体（NPO）について以下に取り組むことを明記。

- ・NPOがテロ資金供与に悪用される**リスクについて定期説に評価**を行い、**リスクベースでモニタリングを実施**する。
- ・高リスク地域で事業を実施するNPOの活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の**好事例に関する周知**を行う。

学校法人に関する取組

- 非営利団体である学校法人の組織が悪用され、マネロンやテロ資金供与に巻き込まれないよう、所轄庁による適切な指導・助言が必要であるところ、文部科学省では、海外事業に着目して学校法人がテロ資金供与に悪用されるリスクについて評価を実施し、その結果について令和4年12月に周知を実施。今後、所轄庁によるリスクベースでのモニタリングも実施予定。

各学校法人におかれては、

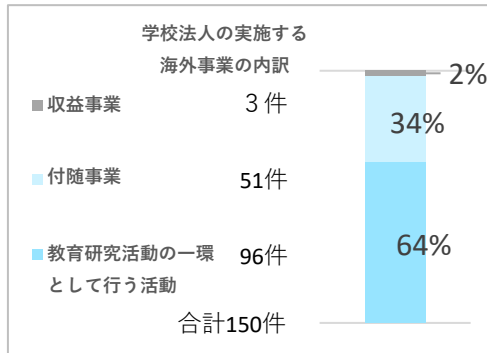
- **私立学校法第47条に基づく財務書類等の作成・備付・閲覧**
- **私立学校振興助成法第14条に基づく所轄庁への財務書類等の届出の適切な実施**
- **学校法人の出資会社における特定事業者（金融機関等）の確認への適切な協力（実質的支配者情報制度の活用）**
- **セルフチェックリスト（令和4年6月21日付け事務連絡）の一層の活用**

などマネーロンダリング・テロ資金供与の防止に向け、引き続き適切な対応をお願いいたします。

調査概要

調査目的	学校法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、各学校法人において実施されている海外事業について実態を把握すること
回答対象	海外事業※ ₁ （教育研究活動の一環として行う活動も含む）を実施している学校法人※ ₂ における、令和3年度の海外事業の状況 ※ ₁ ：留学生の受入・送出手は学校法人が海外において実施しているとはいえないため対象外。※ ₂ ：海外事業を実施していない学校法人は無回答。
調査項目	・事業区分（教育研究活動の一環として行う活動 / 付随事業 / 収益事業） ・実施国 ・契約の相手方の属性確認の有無 ・現金取引の有無 等

調査結果



○ は法人数	海外事業の件数	リスクのある国・地域での取引を行う事業数		契約の相手方が不明の事業数	現金取引を行っている事業数
		ブラックリスト国	グレーリスト国		
文部科学大臣所轄学校法人	121(48)	0(0)	9(6)	0(0)	1(1)
都道府県知事所轄学校法人	29(22)	0(0)	4(3)	0(0)	2(2)

ポイント

- ・学校法人の実施する海外事業は、教育研究活動の一環として行う活動と付随事業が大半を占める。これらは、主な顧客が学生等の個人である、事業規模が限られているなど、**テロ資金供与の活動に巻き込まれるリスクが低い活動**。
- ・高リスク国・地域（ブラックリスト国）で活動する学校法人はなく、強化モニタリング対象国・地域（グレーリスト国）での活動もごく一部。
- ・契約の相手方については、公的な認証を得ている海外の教育機関が最も多く、それ以外の場合においても、**契約の相手方の属性確認は実施**。
- ・金融機関を通さず現金取引を行っている事業はあったが、扱う金額は数万円程度のごく少額であり、事業経費として適切に会計処理。

リスク評価の結果

- 学校法人は私立学校を設置・運営することを目的として設立されるものであることから、**海外事業は限定的**。海外事業を含めた学校法人の活動については、毎年度財務関係書類や事業報告書等の作成・閲覧が義務付けられているほか、私学助成を受けている場合は、それらの書類を所轄庁に提出することが義務付けられている。また、収益事業を行う際には、寄附行為に記載したうえで所轄庁の承認を得ることが必要であるなど、学校法人の活動には一定程度の所轄庁の関与がある。
- このことも踏まえ、海外で活動する学校法人について、①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、④顧客属性の4つの観点からテロ資金供与の活動に巻き込まれるリスクを評価した結果、**学校法人がテロ資金供与に悪用されるリスクは低いもの**と考えられる。

6. その他

- ・規制改革推進会議への対応について
- ・インボイス制度について
- ・私立学校における労務管理について
- ・児童生徒等に性暴力等を行った教員に対する厳正な対応について
- ・マイナンバーカードの取得促進に御協力ください！

- **規制改革推進会議への対応について**
-

- 内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」では、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方に関する基本的事項を総合的に調査・審議している。
- 当会議では、調査・審議の結果を踏まえ、毎年5～6月頃を目途に「規制改革推進に関する答申」を取りまとめている。これを踏まえ、政府においては、毎年6月頃を目途に「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定している。
- 本年12月には、「規制改革推進に関する中間答申」がまとめられたところ。

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

<人への投資>

(2) グローバルなイノベーションを育む高等教育

No.3 イノベーションの芽を育む大学設置基準等

a 文部科学省は、現状の大学設置基準におけるハード面での質保証について、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の追究を可能にすることで、大学のイノベーションを促進するなど、学修者本位の学びを実現する観点から見直しを行うとともに、**経営困難大学等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図り、学校法人の経営判断をサポートする体制を整える。**

規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）

2. 人への投資

ケ 連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けた制度の見直し【令和4年度検討開始】

文部科学省は、連携・統合及び縮小・撤退について、これらに関する現行の制度等が、**各大学の再建や撤退等の判断や取組を後押しするものとして実効的に機能しているか、また、連携・統合や縮小・撤退に至る適切なプロセスが設計されているか、以下の点を踏まえ、必要な調査研究を行うとともに、連携・統合及び縮小・撤退の在り方やプロセスの包括的な見直しに向け検討する。**

- ① 私立大学への支援の在り方を始めとする、連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けたインセンティブの設計を含む経営者の行動変容を促すための措置の検討
- ② 今後の経営困難校がどれだけ生じるか、また、再建・撤退の際に最低限必要となる残余財産額がどれだけかなどの将来の経営に関するシミュレーションの実施
- ③ 早期に健全化すべき大学を特定するための経営判断指標及び基準値の設定
- ④ 大学に対するデューデリジェンスの在り方
- ⑤ 再建・撤退に関する判断基準の整備
- ⑥ 大学の再建・撤退のための支援機関や機能、スキームの整備

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」について



「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」について

- 日本私立学校振興・共済事業団が作成する「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」は、少子化等の影響により厳しい経営環境の中で、経営改善を進めていく必要のある学校法人に参考となる情報を整理したものです。
- このたび、令和4年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、令和4年11月に「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」として改訂されました。

主な改訂内容

大学等を設置する学校法人が運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な、合併や設置者の変更に係る手続きについて、類型ごとの概要を巻末にまとめました。

本ハンドブックを御参照いただき、学校法人の経営改善に係る相談等に役立てていただけますと幸いです。

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》」 URL :

https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook_kaitei1.pdf



- **インボイス制度について**
-

インボイス制度（1）

令和5年10月1日
開始

インボイス制度とは

- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、複数税率に対応したものとして開始される、消費税の**仕入税額控除の方式**。
- 買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには一定の事項を記載した帳簿のほか、売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要。
- 「インボイス」を交付することができるのは、**税務署長の登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」のみ**
※ インボイス発行事業者の登録は事業者の「任意」

請求書

(株)〇〇御中 △△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
1.0%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

インボイスのイメージ

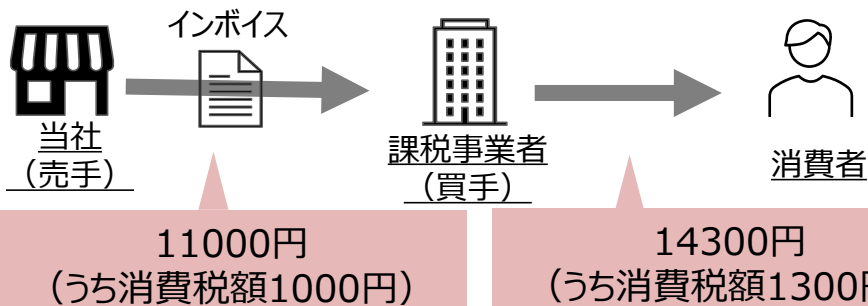
仕入税額控除とは

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する消費税額}$$

仕入税額の控除

※ インボイスがなければ仕入税額控除できない

取引の流れ



買手の納付税額について

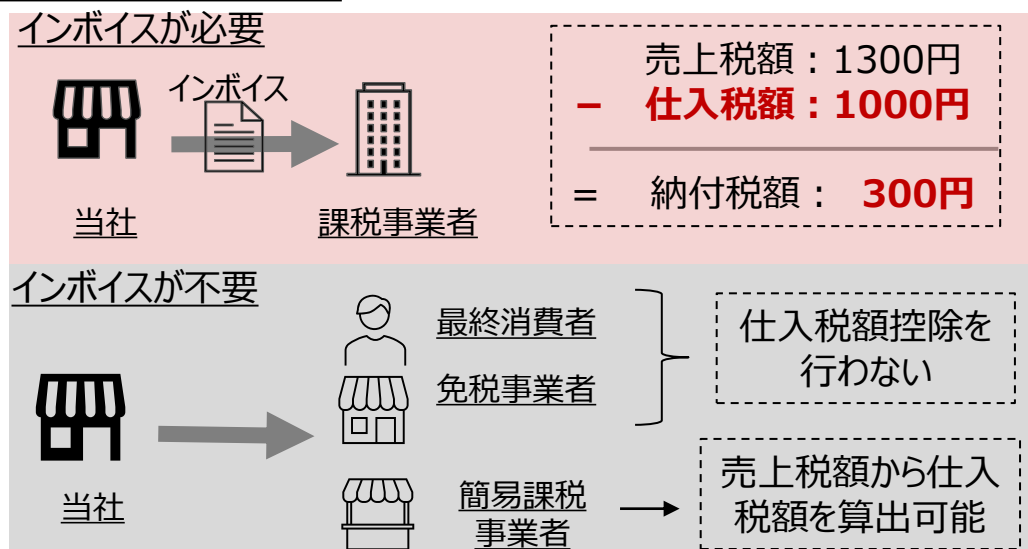
【インボイスあり】	【インボイスなし】
売上税額：1300円	売上税額：1300円
- 仕入税額：1000円	- 仕入税額：0円
= 納付税額：300円	= 納付税額：1300円

納付税額が大きい

インボイス制度（2）

学校法人はインボイス発行事業者の登録を受ける必要があるか？

- 基本的に、売上先が、
 - ✓ 消費者又は免税事業者である場合
 - ✓ 簡易課税制度を適用している事業者の場合
 インボイスを交付しなくても売上先に影響はない。
- 学校法人の売上先が学生生徒等となる場合インボイスの発行が不要だが、付随事業及び収益事業等において、売上先が課税事業者となる場合、インボイスがないと仕入額控除ができないため、取引先への確認を要する。



◆ 免税事業者がインボイス発行事業者となる場合について

インボイス発行事業者の登録を受けるかは事業者の任意となっている。免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には課税事業者となる必要があり、インボイス発行事業者となった後については基準期間の課税売上高に関わらず、消費税の申告・納税等が必要になる。令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合、登録を受けた日から課税事業者となることが可能

◆ 免税事業者との取引

インボイス制度の下では、免税事業者からの課税仕入れについてはインボイスの交付を受けることができないことから、原則仕入税額控除ができない。ただし、インボイス制度開始から一定期間はインボイスがなくても仕入税額相当額の一定割合の控除が可能。（制度開始後3年間は80%、4年後から6年後までは50%控除可能。）

- 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

- 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

- ・ **私立学校における労務管理について**

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、公正な待遇の確保等に関する措置が講じられています。

(1) 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

- ①働き方改革に係る基本的考え方を明らかにし、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」を策定。
- ②中小企業の取組の推進のため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。

(2) 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

- ①労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）
 - ・**時間外労働の上限の設定**：原則⇒月45時間、年360時間、
臨時的な特別な事情がある場合⇒年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間
 - ・10日以上有給休暇が付与される労働者に対する**毎年5日の時季を指定した付与の義務化**。
 - ・**高度プロフェッショナル制度**の創設。
 - ・客観的方法による**労働時間の状況把握の義務化**。
- ②勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）
 - ・事業主が、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に**一定時間の休息の確保を行う努力義務**の創設。
- ③産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）
 - ・事業者が産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供を行う等の**産業医・産業保健機能の強化**。

(3) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

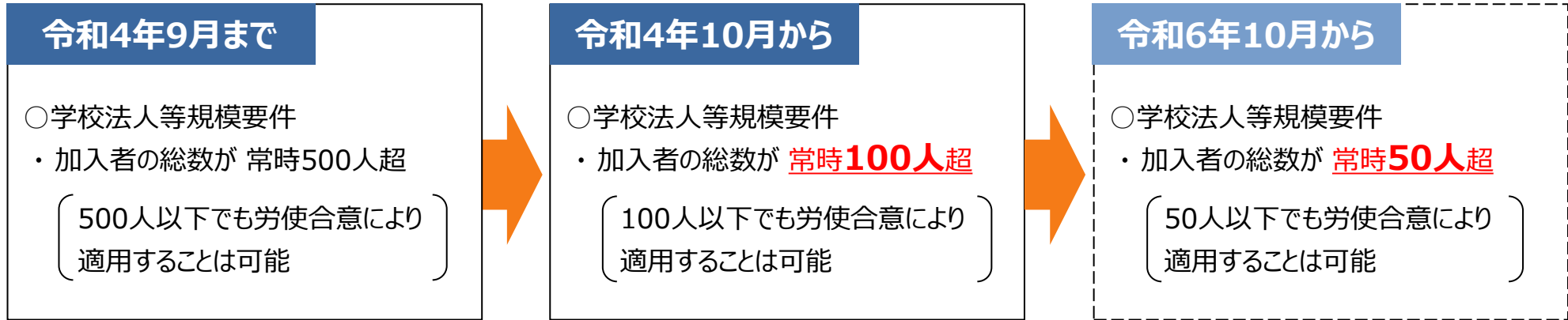
- ①不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
 - ・同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**あらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることを禁止**。
- ②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
 - ・短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との**待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化**。
- ③行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

※厚生労働省HP掲載資料より文部科学省作成

■「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

① 私学共済制度における短時間労働者の適用要件が変わっています！



② 令和5年度税制改正の概要（私学共済関係）

■退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）

退職等年金給付の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について課税停止措置を3年延長することが認められました。（令和8年3月31日まで）

■出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）

令和5年度から50万円に増額される出産費及び家族出産費について、増額前と同様、引き続き、公租公課の禁止及び差し押さえ等の禁止の措置が認められました。

第5次男女共同参画基本計画における女性活躍の推進

令和2年に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、**令和7年度まで**に、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を、**副校長・教頭25%、校長20%**等とする数値目標が掲げられています。各学校法人におかれては、これらの趣旨も踏まえた**積極的な対応と情報公表の実施**をお願いします。

第5次男女共同参画基本計画（関係部分抜粋）

令和2年12月25日
閣議決定

- 教育委員会や学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、教育長や教育委員、**校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する**。特に、学校においては校長への女性の登用を一層促進する。

女性活躍・男女共同参画の重点方針（関係部分抜粋）

令和4年6月3日
すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

- 正規・非正規雇用の日本の労働者の男女間賃金格差は、他の先進国と比較して大きい。また、日本の女性のパートタイム労働者比率は高い。男女間の賃金の差異について、以下のとおり、**女性活躍推進法に基づき、開示の義務化を行う**。
 - ・対象事業主は、**常時雇用する労働者301人以上の事業主**とする。101人～300人の事業主については、その施行後の状況等を踏まえ、検討を行う。
- 女性活躍推進法に基づく各教育委員会の事業主行動計画等における校長、副校長及び教頭のそれぞれの女性割合の目標や登用のための具体的取組について、既に公表した結果を踏まえ、未だ目標設定等がされていない教育委員会に対して、これらを速やかに定めるよう促すとともに、令和4年度中にフォローアップを行う。また、各学校法人についても、令和4年度中に、**国民にとってわかりやすい形での情報公開を促す**。

女性活躍推進に向けた情報公表の項目追加（男女の賃金の差異）

令和4年女性活躍推進法関係省令の改正

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第104号）

○女性の活躍推進に関する情報公表項目に、下表の①に「**男女の賃金の差異**」を追加。【令和4年7月8日】

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績
- ・**男女の賃金の差異（全・正・パ有）**

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率(区)
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)
- ・有給休暇取得率
- ・有給休暇取得率(区)

※(区)の表示がある項目については、雇用区分ごとに公表。

※(派)の表示がある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表。

※「男女の賃金の差異」については、「全労働者」、「正規雇用労働者」、パート・有期社員の「非正規雇用労働者」の3区分での公表。

詳しくは厚生労働省HP「女性活躍推進法特集ページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

をご覧ください！

○常時雇用する労働者数301人以上の事業主（義務）

→ **表の①の項目より、男女の賃金の差異を含む2項目以上、②の項目より1項目以上の合計3項目以上を公表**

○常時雇用する労働者数101人以上の事業主（義務） / 常時雇用する労働者数100人以下の事業主（努力義務）

→ 表の①、②の16項目の中から1項目以上を公表

○常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、「男女の賃金の差異」について、**令和4年7月8日以降最初に終了する事業年度の実績をその次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に**公表しなければならない。

○学校法人を含む一般事業主は、情報公表内容を更新時点を明記して、おおむね1年に1回以上更新する必要があります。

インターネットの利用等により、学生をはじめとした求職者等が容易に閲覧できるよう公表してください。

★情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

女性の活躍推進企業データベースURL：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



一般事業主行動計画の策定・届出の義務化、対象拡大

常時雇用する労働者数**101人以上の事業主**は、令和4年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際、原則として、**以下の①と②の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届け出る必要**があります。【令和4年4月1日施行】

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・男女別の配置の状況(区)
- ・男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区)
- ・管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区)(派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識)
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合
- ・男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合
- ・男女の人事評価の結果における差異(区)
- ・セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派)
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派:雇入れの実績)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績(区)
- ・男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績
- ・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)
- ・男女の賃金の差異(区)

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異(区)
 - ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区)
 - ・男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区)
 - ・男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度(育児休業を除く)の利用実績(区)
 - ・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
 - ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況
 - ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況(区)(派)
 - ・有給休暇取得率(区)
- (※)令和2年4月1日以降、状況把握の際には、管理職を含む全労働者の労働時間を把握する必要がありますので、ご注意ください。

- 項目は状況把握項目を区分したものであり、赤字は基礎項目(必ず把握すべき項目)。
- 「(区)」とある項目は、状況把握の際には、雇用管理区分ごとに把握が必要。
- 「(派)」とある項目は、労働者派遣の役務の提供を受けている場合は、派遣労働者を含めて状況把握が必要。

一般事業主行動計画の策定・届出等について



一般事業主行動計画策定届出・「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定状況



一般事業主行動計画の詳細については、こちらをご覧ください。

令和5年度からの障害者雇用率の設定等について

- 障害者雇用促進法（43条2項）に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障害者である労働者（失業者を含む）の割合を基準とし、少なくとも5年毎に、その割合の推移を勘案して設定することとされている。
- 現行の雇用率は、平成30年4月からの雇用率として設定されており、令和5年度からの雇用率を設定する必要。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）抄

第43条 略

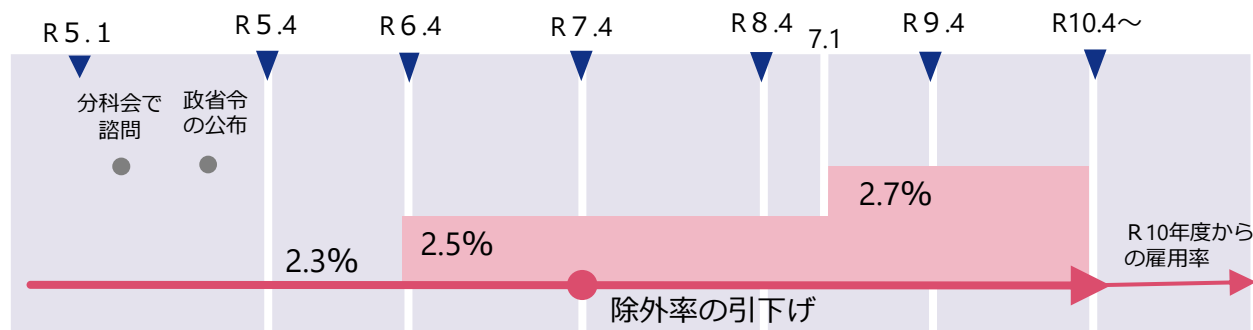
2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

1. 新たな雇用率の設定について

- 令和5年度からの障害者雇用率：2.7%（現行2.3%）
ただし、計画的な雇い入れができるよう、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げ。
- 国及び地方公共団体等：3.0%（教育委員会は2.9%）。段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様。
※ 現行：2.6%（教育委員会は2.5%）

2. 除外率の引下げ時期について

- 除外率を10ポイント引き下げる時期：令和7年4月



※ 改正障害者雇用促進法により、令和6年度から、職場定着等の取組に対する助成措置が強化されるほか、特に短い時間（週所定労働時間10時間以上20時間未満）で働く労働者の実雇用率における算定が可能となる。

除外率設定業種及び除外率（令和7年4月以降）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む。）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・高等教育機関	20%
・林業（狩猟業を除く。）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

- **児童生徒等に性暴力等を行った教員に対する
厳正な対応について**
-

教育職員免許法に基づく私立学校における懲戒解雇等の報告・通知等について

- 私立学校の現職の教員に教員免許状の失効（禁錮以上の刑等）・取上げ（懲戒解雇等）に相当する事由があるとき、**学校法人は私立学校担当課（所轄庁）に報告（懲戒解雇の理由が児童生徒性暴力等、成人への性暴力等を含む5類型に該当する場合はその理由を含む）が義務付けられている**（教育職員免許法第14条の2、同法施行規則第74条の3）。また**教育職員等（学校長や実習助手等を含む）が児童生徒性暴力等により禁錮以上の刑に処せられた場合、または懲戒解雇された場合**も報告の対象。（教員性暴力等防止法施行規則第2条）
- 学校法人から報告を受けた**所轄庁は免許管理者に通知（懲戒解雇の理由が児童生徒性暴力等、成人への性暴力等を含む5類型に該当する場合はその理由を含む）が義務付けられている**（教育職員免許法第14条、同法施行規則第74条の3）。また**教育職員等が児童生徒性暴力等により禁錮以上の刑に処せられた場合、または懲戒解雇された場合**も通知の対象。（教員性暴力等防止法施行規則第2条）

1. 教育職員免許法に基づく報告義務（既存スキーム）

都道府県教育委員会（免許管理者）

③免許管理者へ通知
（第14条）

私立学校主管部課（所轄庁）

②所轄庁へ報告
（第14条の2）



学校法人



①禁錮以上の刑、
懲戒解雇など

2. 通知・報告義務の実施状況

○学校法人から所轄庁へ報告があった件数

※（ ）内は、所轄庁から免許管理者への通知件数

	H30	R1	R2	R3
禁錮以上の刑	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
暴力的破壊活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
懲戒免職相当	8 (8)	15* (13)	15 (14)	20 (19)
分限免職相当	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	8 (8)	15 (13)	16 (15)	20 (17)

*うち2件は、学校法人からの報告が令和元年度末であったため、令和2年度に免許管理者へ通知

○報告のうち「懲戒免職相当」の内訳

	H30	R1	R2	R3
性暴力等	6	11	13	15
うち児童生徒性暴力等	4	8	8	13

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 一部の規定を除き、法の施行日を令和4年4月1日とする政令を公布。（※データベース関係の規定は、法の公布の日から起算して二年以内に施行。）

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③ 児童ポルノ法違反、④ 痴漢行為又は盗撮行為、⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ **児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発**
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・ **教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務**
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・ **定期的な調査等の実施、相談体制の整備**
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

私立学校の教育職員等に関する要請事項

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（抄）

（任命権者等の責務）

第七条（略）

2（略）

3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（抄）

令和3年5月21日
衆議院文部科学委員会

八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

令和3年5月27日
参議院文教科学委員会

八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

1. はじめに（抄）

- 本来、児童生徒等を守り育てる立場にある**教育職員等**が、**児童生徒等**に対し「**魂の殺人**」とも呼ばれる**性暴力等**を行うことは、**言語道断**である。しかし、**児童生徒性暴力等**に当たる行為により**懲戒免職等**を受ける**教育職員等**は**後を絶たず**、なかには、**教師**という**権威と信頼**を悪用し、**被害児童生徒等**が**自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケース**など、**人として到底許されない事件**も見受けられ、**事態は極めて深刻な状況**にある。加えて、一部の**教育職員等**による**加害行為**により、**児童生徒等**が**心身ともに健やかに成長していくことを真に願う**、**大多数の教育職員等の社会的な尊厳**が**毀損される**ことはあってはならない。
- こうした状況を受け、第204回国会において、「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」が5派共同提案により提出され、**衆参全会一致**で成立した。本法により、**教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反**とされたほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定**が初めて整備された。
- **今もまさに被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法の施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない**。「**社会の宝**」である**子供**を**児童生徒性暴力等**から**守り抜く**ことは、**全ての大人の責任**であり、**社会全体に課された課題**である。**文部科学省**はもとより、**学校、教育委員会、学校法人、警察等の関係者は**、**法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある**。本基本指針は、こうした認識の下、**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策**を**総合的かつ効果的に推進**するために策定するものである。

2. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校・教育委員会等の対応 関係

私立学校、学校法人も含む

- **教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見**のため、**学校の設置者及びその学校において定期的なアンケート調査等**を実施。また、**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等**を活用した**教育相談体制を整備**。
- **教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校・学校の設置者・所轄の警察署で情報共有**を図り、**迅速に対処するとともに、被害児童生徒等に必要な保護・支援**を実施。（**被害児童生徒等を徹底して守り抜く**。悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことがあってはならない。）
- **学校の設置者は、初期段階から事案の対処のために積極的に対応**。**専門家の協力**を得て、**公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査**を実施し、**懲戒処分等の厳正な対処**につなげる。

3. データベース 関係

- 任命権者等においてデータベースが適切かつ有効に活用されるよう、国は、具体的な運用マニュアルを作成・周知。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、当該者の情報をデータベースに迅速に記録。また、データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積。
- 免許管理者は、法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報についても、データベースに記録。
- **データベースの活用は教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付け**られており、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、**法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施**。

学校法人にも義務。DBは次ページ参照。

4. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

- 児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということが、再授与審査の基本的な趣旨。
 - 授与権者は、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断。
 - 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当。
 - 免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出。
 - 再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、原則として、出席委員の全会一致をもって議決。
- ※ 文部科学省は、再授与審査に関して全国で統一的な運用を図るため、
- ①再授与審査の基本的な考え方、再授与が不適当と考えられる例、主な考慮要素や提出書類例を基本指針において示すとともに、
 - ②職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を実施。

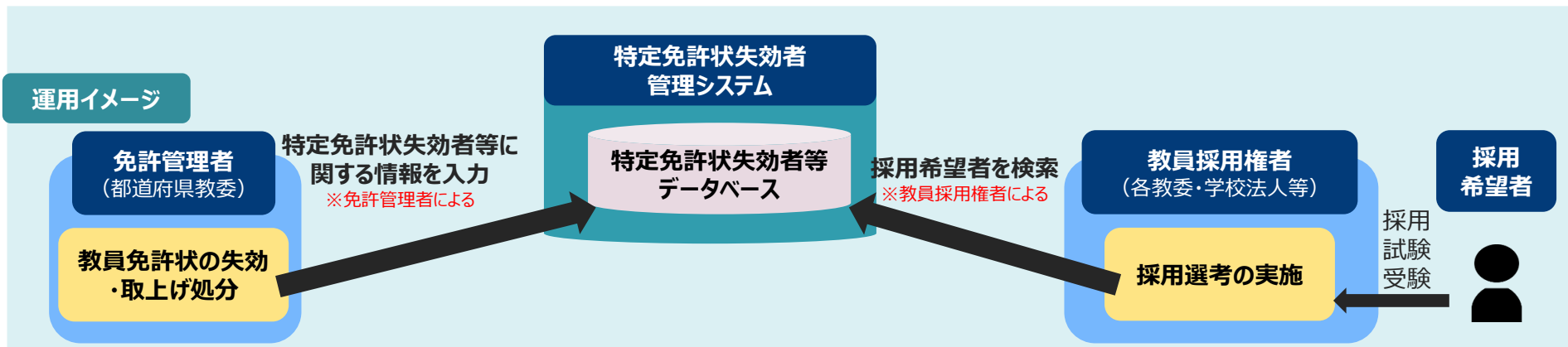
特定免許状失効者管理システムの構築等

背景・課題

- 令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果において、「わいせつ行為等」により懲戒処分等を受けた者は、273人と過去2番目の多さ。（うち、児童生徒に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた者は126人。）
- 児童生徒等の権利利益の擁護を目的とする「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」（令和3年法律第57号）が、第204回国会で全会一致で可決。（令和3年6月4日公布）
- 本法では、過去に児童生徒性暴力等を行った者が再び教壇に立つことを防ぐための仕組みの一つとして、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等した者）の免許状失効等に関する情報に係るデータベースを公布の日から2年以内に国で整備することが規定されている。

事業内容

- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）の規定に基づき、都道府県教育委員会が入力した特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者）の情報を、各採用権者（教育委員会・学校法人等）が検索・閲覧できる機能を有した「特定免許状失効者管理システム」を**令和4年度中に構築する**。
- 教員の採用権者（各教育委員会・学校法人等）においては、令和3年度中にシステムへの初期ユーザー登録が必要。3月上旬にユーザー説明会(オンデマンド)実施予定。**（令和5年2月9日付け4教教人第35号教育人材政策課長通知「特定免許状失効者管理システムの整備に伴う初期ユーザー登録及びユーザー説明会について」にて依頼済み。）



官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について【概要】

(令和2年10月30日付け 教育人材政策課長・私学行政課長連名通知)

①官報情報検索ツール活用の目的・意義等を改めて全ての採用権者に周知。

- ・官報情報検索ツールは、教員採用に当たり、採用権者が採用希望者について過去に懲戒免職処分等を受け免許状が失効・取上げとなった事実の有無を確認する際の手段の一つとして、官報に公告された公開情報である免許状の失効・取上げ情報を簡便に確認することができるよう、文部科学省が提供するもの。
- ・官報情報検索ツールは、免許状の有効性の確認に加え、過去の懲戒免職歴等を秘匿して採用されることを防ぐなど適切な採用の実施に資すること。
- ・官報情報検索ツールによる検索の結果を端緒として、採用関係書類の自己申告内容との整合性を確認したり、面接等を通じ、どのような理由で懲戒免職等に至ったのか等をより詳細に確認した上で、採用の判断をすることができること。

②10月末より、現行の直近3年分を拡充し、まず直近5年分の官報掲載情報の提供を開始。

(令和3年2月中に、過去40年分の官報掲載情報について検索可能とする予定。) (※)

③全ての採用権者に対して、官報情報検索ツールの適切な活用を改めて呼びかけ。

官報情報検索ツールの改善に伴う具体的な対応

(1) 官報情報検索ツール利用における遵守事項の徹底

- ・情報管理の徹底のため、官報情報検索ツールを利用する全ての担当者について、文部科学省への所属及び氏名の事前登録を義務化。
- ・免許状の有効性や失効情報の確認に当たっては、官報情報検索ツールにより得られた情報にのみ依拠することなく、採用希望者である本人に対して、面接等で必ず確認するなど、より詳細に確認した上で判断すること。

(2) 適切な採用のための留意事項

- ・採用関係書類における履歴について空白期間が生じないよう記載を求めること。
- ・採用関係書類の賞罰欄等に、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴についても明示的に記載を求めること。
- ・必要に応じて、過去の勤務先に懲戒処分事案の概要等を問い合わせること。また、問い合わせを受けた場合も、適切に対応すること。
- ・以上のような取組などを通じ、退職歴(理由を含む。)を確認すること。
- ・禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで(10年間)は欠格期間に該当すること等を採用関係書類の様式等において明示すること。
- ・免許状の氏名に外字が用いられている場合には、正確な外字及び標準文字の両方で検索を行うこと。 (外字の例) 「齊」、「邊」、「高」、「嵩」
- ・官報に掲載されている時点の氏名と現在の氏名が変わっている可能性もあるため、採用関係書類に改名の事実の有無の記載を求めたり、大学の卒業証明書等の提出を求めたりするなどして、旧姓や改名前の氏名についても検索を行うこと。

(令和3年4月12日事務連絡)
教員採用関係書類の様式例を周知

(※) 令和3年2月26日以降は過去40年分の官報掲載情報について検索可能となっている。

マイナンバーカードの取得促進に御協力ください！

※お住まいの地域・ご利用の機関によってサービス内容は異なりますので、事前のご確認をお願いします。

公金受取口座登録で
給付金等の受取が
カンタン！

行政手続きも
オンラインで

住民票の写しなども
コンビニで
カンタン取得

薬剤情報や
特定健診情報等が
マイナポータルで
確認できる！

健康保険証
として使える！

確定申告でも
医療費通知情報を
カンタン連携

最大**20,000**円分のマイナポイントを
もらうために必要なこと

- ①2023年2月末までに申請したマイナンバーカード
- ②対象の決済サービスのご用意
- ③2023年5月末までにマイナポイントの申込が完了していること
- ④5,000円分のポイントもらうためには20,000円の利用・チャージ
- ⑤15,000円分のポイントもらうためには
健康保険証としての利用申込みと
公金受取口座の登録が完了していること

詳しくは **マイナポイント** で検索！

本人確認書類
として使える

新型コロナワクチン
接種証明書の
電子交付にも利用！

【マイナンバーカードおよび、健康保険証との一体化に関するQ&A】

■マイナンバーカードについて：

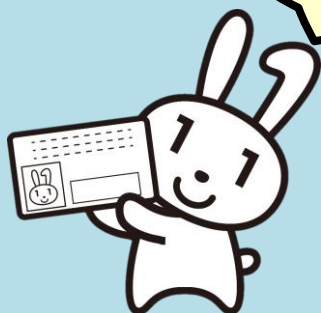
https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_faq_03/

■マイナンバーカードと健康保険証の一体化について：

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

【マイナンバー制度に関するお問合せ先】

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_contact/



参考URL

本会議にて詳細に御説明できなかった以下のテーマについては、「令和4年度第2回私立学校主管部課長会議」において御説明しておりますので、以下参考URLより御覧ください。

- インボイス制度
- 私立学校における労務管理について
- 規制改革推進会議等への対応（私立学校の新たな設置認可に係る都道府県の運用について）

【資料】https://www.mext.go.jp/content/20230227-mxt_sigakugy-000027753_1-01.pdf

【動画】<https://www.youtube.com/watch?v=LK-n1HBtYsM&feature=youtu.be>

- 児童生徒等に性暴力等を行った教員に対する厳正な対応について

【資料】https://www.mext.go.jp/content/20230227-mxt_sigakugy-000027753_1-11.pdf

【動画】https://www.youtube.com/watch?v=7qgwMCu_Q-c

※会議本体はこちら↓

「令和4年度第2回私立学校主管部課長会議」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/007/1420538_00013.htm